

平成26年度
戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）
提案募集のご案内
[募集要項]

持続可能な多世代共創社会のデザイン
研究開発領域



独立行政法人科学技術振興機構
社会技術研究開発センター

平成26年7月

本公募は、現在、文部科学省の「研究における不正行為・研究費の不正使用に関するタスクフォース」中間取りまとめ（注）を踏まえて検討されている「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月文部科学大臣決定・平成 26 年 2 月改正）及び「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」（平成 18 年 8 月科学技術・学術審議会研究活動の不正行為に関する特別委員会）等の改正を前提として行うものであり、平成 26 年度以降に適用されるガイドラインの改正内容等によっては、本公募要件、採択後の委託研究契約書及び委託研究契約事務処理説明書等を変更する場合があります。

（注）：http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/25/09/1339981.htm 参照。

目次

I. 応募要領	1
1. 戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）の概要	1
2. 選考スケジュール	1
3. 応募方法	2
4. 重複応募の制限	3
5. 提案者の要件等	3
6. お問い合わせ等	4
II. 募集・選考にあたって本領域が求めるもの	5
III. 研究開発領域の概要	7
1. 研究開発領域について	7
2. 研究開発プログラムについて	9
3. 研究開発領域のマネジメント	11
4. 研究開発の評価	12
IV. 選考及び採択	13
1. 選考のプロセス	13
2. 選考体制	13
3. 選考にあたっての基準	14
V. 社会技術研究開発における研究開発の推進方法	16
1. 実施計画	16
2. 実施体制	16
3. 実施拠点	17
4. 研究契約と知的財産権の帰属	17
5. 研究代表者の責務	17
6. 実施機関の責務等	18
7. 研究開発費の使途	20
8. 海外の機関に所属する方がプロジェクトの主たる実施者として参加する場合	21
VI. 競争的資金制度への応募に際しての注意事項	22
1. 競争的資金制度について	22
2. 研究機関における管理監査体制、不正行為等への対応について	28
3. 提案書記載事項等の情報の取扱い	31
4. その他	31
VII. 平成 26 年度 戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発） 提案公募 Q&A	36
VIII. 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募について	39
IX. 提案書の記載要領	47

I. 応募要領

1. 戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）の概要

独立行政法人科学技術振興機構（JST）社会技術研究開発センター（RISTEX）（以下、「RISTEX」という）は、社会の具体的な問題の解決を通して、新たな社会的・公共的価値の創出を目指します。社会問題の解決に取り組む関与者と研究者が協働するためのネットワークを構築し、競争的環境下で自然科学と人文・社会科学の知識を活用した研究開発を推進して、現実社会の具体的な問題解決に資する成果を得るとともに、得られた成果の社会への活用・展開を図ります。

戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）（以下、「本事業」という）は、RISTEXにおいて、社会の問題解決に重要と考えられる研究開発領域（又はプログラム。以下、「領域等」という）を設定して提案を募集し、選定された研究開発プロジェクト（以下、「プロジェクト」という）等を推進するものです。

領域等のマネジメントは、領域アドバイザーの協力を得て、領域総括（又はプログラム総括）が行います。研究代表者及び研究開発実施者（以下、「実施者」という）は、領域総括のマネジメントのもと、自ら所属する機関等において研究開発を推進します。

各領域等によって募集要項、提案書の様式が異なりますので、ご注意ください。

2. 選考スケジュール

選考の主なスケジュールは、以下の通りです。下線を付した日付は確定していますが、他の日程は今後変更となることもあります。

<下表に記載の日付は、全て平成 26 年>

募集開始	<u>7月7日（月）</u>
応募受付締め切り(※)	<u>9月1日（月）正午 <厳守></u>
書類選考期間	9月（予定）
書類選考結果の通知	面接選考会の1週間前までに連絡（予定）
面接選考会	<u>10月21日（火）</u>
採択の通知・発表	11月中（予定）
研究開発の開始	11月以降（予定）

※ 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）での受付期限日時です。応募方法については次ページを参照してください。

3. 応募方法

提案は、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）により行っていただきます。

紙媒体、郵送、宅配便及び電子メールによる応募受付はできません。

（1）研究機関及び研究者情報の登録

提案者は、e-RadのログインID、パスワードを取得している必要があります（応募時は研究代表者のみで構いません。グループリーダーは採択後に登録が必要となります）。

新たにe-RadのログインID、パスワードを取得する場合、事前に提案者が所属する機関が、以下の登録を行う必要があります。

- ① 機関が未登録の場合は、先ず機関を「研究機関」として登録
- ② 提案者を「研究者情報」に登録

なお、応募時に国内の特定の機関に所属していない場合は、提案者本人が②のみ登録してください（ただし、採択後には国内の機関に所属する予定であることが前提です）。

登録方法の詳細は、「VIII. 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募について」（39～46ページ）及び e-Radポータルサイト（URL: 4ページ）を参照してください。

登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きを行ってください。

なお、一度登録が完了すれば、他府省等で実施する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、他府省等で実施する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。これまで競争的資金に応募又は助成を受けたことがない機関及び提案者の方（特定非営利活動法人、行政機関、民間企業等の機関及びその所属の方）は特にご注意ください。

（2）提案書の作成

e-Radポータルサイト又は RISTEX の提案募集ホームページ（URL: 5 ページ）から提案書様式をダウンロードし、募集要項をよくお読みいただいた上で、「IX. 提案書の記載要領」（47～61 ページ）の説明を参考に記載してください。

専門的になりすぎず、平易な表現で、できるだけ客観的な記述を心がけてください。

（3）提案書の提出

本事業への応募は、提案者ご自身から直接応募していただきます。必要事項を記載した提案書をe-Radへアップロードしてください。

アップロードの具体的な方法については、「VIII. 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募について」（39～46ページ）を参照してください。

4. 重複応募の制限

1人の方が研究代表者として応募できる提案は、研究開発プロジェクト1件のみです。また、本年度に RISTEX にて募集した下記の研究開発プログラムに重複して応募することはできません。

- ・ 科学技術イノベーション政策のための科学
- ・ コミュニティがつなぐ安全・安心な都市・地域の創造

5. 提案者の要件等

プロジェクトの研究代表者となる方に自ら提案していただきます。提案者の要件は以下の通りです。

- (1) 実施者（数名～20名程度）を統括し、構想を実現するためにリーダーシップを持って自らプロジェクトを推進すること。
- (2) 研究代表者自らが国内の機関に所属し、当該機関において研究開発を実施する体制を取ること（※）。
- (3) プロジェクトの実施期間を通じ、責任者としてプロジェクト全体に責務を負っていただけること。例えば、プロジェクトの実施期間中に、海外出張その他の理由により、長期にわたってその責任を果たせなくなるなどの事情が無いこと。
- (4) 採択後に、研究代表者の所属機関と JST が委託研究契約を締結できること。委託研究契約が締結できない場合は研究開発費等をお支払いできません。

※「国内の機関」とは、国内の大学、独立行政法人、特定非営利活動法人、公益法人、企業、地方自治体等を指します。ただし、所定の要件等を満たしている必要があります。詳しくは、「V. 社会技術研究開発における研究開発の推進方法 6. 実施機関の責務等」（18～20ページ）を参照してください。

なお、以下のいずれかの方も、研究代表者として応募できます。

- ① 国内の機関に所属する外国籍の方。
- ② 現在特定の機関に所属していないものの、研究代表者として採択された場合、自らが国内の機関に所属して当該機関においてプロジェクトを実施する体制を取ることが可能な方。
- ③ 現在海外に在住している日本人であって、研究代表者として採択された場合、自らが国内の機関に所属して当該機関においてプロジェクトを実施する体制を取ることが可能な方。

6. お問い合わせ等

(1) 募集要項の掲載・提案書の提出先等

<p>募集要項 及び <u>最新情報</u></p>	<p>社会技術研究開発センター (RISTEX) 提案募集ホームページ http://www.ristex.jp/examin/suggestion.html</p>
<p>募集要項 及び <u>提案書の提出</u></p>	<p>府省共通研究開発管理システム (e-Rad) ポータルサイト http://www.e-rad.go.jp/</p>

(2) お問い合わせ

<p><u>募集内容について</u> 制度・事業、提出書類の作成・ 提出に関する手続き 等</p>	<p>独立行政法人科学技術振興機構 (JST) 社会技術研究開発センター (RISTEX) 企画運営室 募集担当 〒102-8666 東京都千代田区四番町 5-3 サイエンスプラザ <u>E-mail : boshu@ristex.jp</u> Tel. 03-5214-0133 Fax. 03-5214-0140 (電話受付 : 10:00~12:00・13:00~17:00/土日祝除く) <u>原則としてメールでお願いします</u></p>
<p><u>府省共通研究開発管理 システム (e-Rad) について</u> 研究機関・研究者の登録、 e-Radの操作方法 等</p>	<p>e-Rad ヘルプデスク Tel. 0120-066-877 (午前 9:00~午後 6:00/土日祝除く)</p>

※ 採否を含む審査状況に関するお問い合わせには一切回答できません。

II. 募集・選考にあたって本領域が求めるもの

領域総括：植田 和弘 京都大学大学院経済学研究科 教授

現代日本の都市・地域が抱える問題は、多様かつ重層的で、容易に解決策が見いだせない問題群の様相を呈しています。

人口減少社会に転じ、少子・高齢化がこれまでにないスピードで進行していることは、生産年齢人口の減少という経済的影響だけでなく、都市や地域の社会的存立基盤を危ういものにしていきます。公共部門が巨額の債務を抱えていることも、将来の見通しを不確実で暗くする一因になっています。

一方グローバルな視野から見ると、リーマンショックにみられる世界経済の不安定性や危機的状況に対して、レジリエントな都市・地域をどう構築していくかが課題になっています。また、世界全体では人口は増加し経済成長が予測されるなかで、地球温暖化防止の観点からは、温室効果ガス排出量の大幅で急速な削減が各都市・地域に要請されています。

いずれの課題も既存システムの微修正で解決できるものではなく、成熟社会にふさわしい生活の質を重視した都市・地域の再設計、世代を超えたトータル・ソリューションを描かなければなりません。そのためには、多様な主体が世代を超えて協働し、新しい価値やスタイルに基づくシステムを創出・実践するイノベティブな取り組みが求められます。

地域を豊かにし持続可能にするというときに、人々の暮らしや生活が豊かになること、すなわち生活の質を第一に考えなければなりません。生活の質とは、物質的・量的な豊かさのみならず、人の多様性や創造性を認め、心の豊かさ、環境や文化・伝統的価値の保全・再生、人や自然とのつながりや助け合い、絆、シェアなど無形な価値も重視するものです。このような傾向は、2011年3月の東日本大震災以降、一層顕著になっています。地域資源を活用した地域経済循環が強化される取組であるとともに、かかわった人が幸福感や希望を感じ取れる地域再生を探索していかなければなりません。

このためには、地域に暮らす多世代・多様な人々が社会的に包摂されるとともに、各々が能力を活かし創造性を発揮しやすい仕組みや雰囲気づくりが欠かせません。学習に基づく地域力の向上が不可欠で、地域のNPO、行政、企業、大学等の多様なステークホルダーと協働し、分野横断・多職種連携のオープン・イノベーションのプラットフォームを地域に構築するとともに、それを機能させ持続させることが求められています。これらを実現するための技術や仕組み、人々の働き方や暮らし方、社会的価値意識、生活空間、社会システムなどをトータルにデザインし、具体化を図るとともに、その経験の中から他地域でも展開可能な一般化を図り、体系的な知見に整理していくことも重要であります。

本領域は、大きな移行期あるいは転換期にある日本の都市・地域が向かうべき方向性を「持続可能な多世代共創社会」と位置づけ、その具体的あり方をデザインするとともに、社会実験的手法などを用いて、社会実装を目指すものです。その実現を目指す現状からの移行プロセスに関して、中長期的ビジョンとあわせて、具体的組織や活動のあり方についても、より深い理解を得ようとするものです。本領域における研究開発プロジェクトは研究であるとともに、実際的取り組みでもあります。社会実装を実現するには、一般化、体系化された知識がなければなりませんし、社会実装の過程から他の都市・地域においても活用可能な一般化、体系化された知見が抽出されることが期待されます。

その社会のデザイン、そしてデザインした社会への移行プロセスを明確にするため、プロジェクトを3年度にわたって複数採択し、多様なアプローチで多元的な研究開発を推進します。

研究開発プロジェクトには領域との対話が求められますし、社会実装と研究開発をあわせてすす

めていくこと、多様なステークホルダーとの協働が求められることなど、研究代表者のリーダーシップとプロジェクトマネジメントが成果を上げるうえでの鍵を握ると考えております。

研究開発プロジェクトの要素イメージ（10 ページ）にある「生活空間・移動」「就労・社会参画」「ライフスタイル・行動変容」「地域資源の発掘・活用」「資源・経済循環」「公的サービスのリデザイン」といった要素を組み合わせた「持続可能な多世代共創社会のデザイン」を期待しています。環境・エネルギー、芸術・文化、建築、交通、教育、健康・福祉、安全・安心、産業等多様な分野の間を統合した包括的なアプローチが工夫され、地域での実践的な研究開発がすすむことが期待されます。

対象とする都市・地域については、地域の特性を考慮して問題が大きく現れる大都市の郊外、地方中小都市、被災地などを中心に想定していますが、東京など大都市に特有の問題にアプローチするものや、中山間地・離島など都市との関係性において検討すべきものも想定されます。また、地域間連携、都市・農村連携、海外との連携など特色ある課題設定も期待しています。

Ⅲ. 研究開発領域の概要

1. 研究開発領域について

1-1. 研究開発領域の名称

「持続可能な多世代共創社会のデザイン」

1-2. 研究開発領域の必要性

我が国は人口減少、少子高齢化、財政縮小など厳しい状況をかかえ、これに地球規模の気候変動などによる環境面の課題についても対応がせまられ複合的、多元的な課題の解決が必要とされている。特に都市・地域では、高度成長期に増加した人口が高齢化の急激な進展と少子化により減少に転じ、人口・社会構造も大きく変化するなど今後その傾向が顕著に現れることとなるため、経済、インフラといった機能の維持や都市・地域に暮らす人々の生活水準、生活の質を含めた将来の持続可能性が重要な課題となることが予想される。

さらに、人々は物質的・量的豊かさのみならず、むしろ人の多様性や創造性を認め、心の豊かさや生活の質、環境や文化・伝統的価値の保全・再生、人や自然とのつながりや助け合い、絆、シェアなど新たな豊かさや価値を重視した姿に新しい未来社会への希望と発展を見出していると考えられる。このような人々の心性は、特に 2011 年 3 月の東日本大震災以降、一層顕著になっているものと考えられる。

したがって、我が国社会はこのような成熟社会に向けて今後予想される社会的な課題を見据え、都市・地域を将来世代にわたり多世代・多様な市民（生活者）の視点にたつて環境、社会、経済の各側面から持続可能とする、先見性のある先駆的取組が求められている。

国際的に見ても国連等における持続可能な発展の議論において、環境の持続可能性を基盤とした社会と経済の持続可能性の各側面をバランス良く統合する一貫したアプローチの重要性が強調されるとともに、well-being（個人の豊かさ、生活の質、福祉等）の視点が注目され、OECD の社会発展政策においてもポスト成長期の社会目標として well-being が打ち出されている。成熟社会となる我が国においても都市・地域の持続可能性を考える際にこのような視点を考慮した取組が必要である。

一方、第 4 期科学技術基本計画（平成 23 年 8 月 19 日閣議決定）において「社会とともに創り進める政策」の実現が基本方針に謳（うた）われており、「科学技術イノベーション総合戦略～新次元日本創造への挑戦～」（平成 25 年 6 月 7 日閣議決定）において科学技術イノベーションが取り組むべき課題として「地域資源を『強み』とした地域の再生」が掲げられている。本戦略では、「各地域は、自然資源（水・森林・地下資源、気候等）、人的・知的資源（人材、大学・研究機関等）、経済資源（産業、インフラ・施設、産業技術等）、社会資源（社会システム、伝統文化、観光資源等）等様々な地域資源を有しており、これらを組み合わせる付加価値を増大させ、地域の『強み』となる「資産」へと転換させることが重要」と指摘され、重点的課題として「地域発のイノベーション創出のための仕組みづくり」が設定された。

さらに、「平成 26 年度科学技術重要施策アクションプラン対象施策の特定について」（平成 25 年 9 月 13 日総合科学技術会議）において「IV(6)地域の産学官が連携した研究開発や地域経済活性化の取組」のひとつとして、「持続可能な多世代共創社会のデザイン」がアクションプラン対象施策に特定されている。

このように都市・地域を環境、社会、経済の各側面から持続可能とするため、地域の多様な資源を活かし、子供から高齢者まで多世代・多様な人々が社会的に包摂され、地域の様々な関与者と人々が共創し、創造性を発揮して活躍できる社会をデザインすることが必要である。

社会技術研究開発センター（RISTEX）では、社会における様々な具体的な問題の解決に向けて、異分野の研究者間、研究者と現場の関与者間の協働を進め、実証を伴った研究開発の実績を積み重ねることによって、新しい社会的・公共的価値の創出に貢献してきた。こうした背景を踏まえ、当センターがこれまでのノウハウを十分に活かすことで、都市・地域において持続可能で多世代・多様な人々が共創する社会のデザインを効果的・効率的に進めていくことが可能と思われることから、当センターが進める戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）において「持続可能な多世代共創社会のデザイン」という研究開発領域を設定し、研究開発を推進することが有効である。

1-3. 研究開発領域の目標

- ① 人口減少、少子高齢化、財政縮小等の課題を抱えつつある都市・地域を、環境、社会、経済の各側面から持続可能とするため、これまで有効に活用されてこなかった地域の多様な資源や新技術・適用可能な技術を活用し、環境と調和しながら、子供から高齢者まで年齢、国籍、性別、障害の有無によらず多世代・多様な人々が、就労や社会参画等を通じて地域とのつながりを得て包摂され、創造性を発揮して活躍することができる社会をデザインする。
- ② ①で掲げた社会をデザインすることを目指し、環境、社会、経済の多面的な価値創出を目指して包括的なアプローチ（※）による市民視点の実践的な研究開発を実施し、都市・地域への研究開発成果の実装につながる、科学的根拠に基づいた持続可能となるための新たな仕組みを創出する。
その際、研究開発そのものが多世代・多様な人々との共創の取組となるとともに、地域の特性を生かした新たな産業・事業やサービスの創出につなげるために、研究開発段階から社会の関与者たる多様な関係機関（特に地方公共団体）を構成メンバーとする研究開発チームを編成し、成果の利用者たる地域住民からのフィードバックを行う具体的な仕組みを組み込むなどの連携体制を構築する。
- ③ ①、②により得られた個別の成果が、国内外の他地域で活用されるよう、一般化、体系化を図るとともに、当初から個々のプロジェクト間の連携を図り、最終的に複数の成果を統合し地域に実装する取組につなげる。またその担い手となる関与者が、継続して協働・共創するためのネットワークを構築する。

※ ここでいう「包括的なアプローチ」とは、都市・地域の全体をとらえ、多面的、多面的な視点で包括的に検討し、単独では機能しにくいものを相互に組み合わせつなげることや課題相互の関連性に着目することなどにより、人と地域の新たな豊かさにつながる多様な価値創出や課題解決を目指した、全体最適を図る手法とする。

例えば、都市・地域に暮らす多世代・多様な市民や多分野・多職種の機関・組織の協働・共創、人と地域と環境の関係性（つながり）の構築、多様な側面から課題・ニーズやそれら相互の関係性（つながり）の観察・発見・設計・評価、複数領域の知見・技術・サービス・制度・ハード等のシステム化・統合化・集約化・機能間連携、リスク・コスト・便益の連環分析・評価など、解決すべき課題に対し多様な手法の適用が考えられる。

1-4. 研究開発領域の設置期間

平成 26 年度から平成 31 年度の延べ 6 年間で想定。

2. 研究開発プログラムについて

2-1. 研究開発プログラムの名称

「持続可能な多世代共創社会のデザイン」

2-2. 研究開発プロジェクトの公募

本領域では、領域目標の達成に向けて研究開発プログラムを1つ設置し、公募により広く実施者を募り、研究開発プロジェクト（以下、「プロジェクト」という）を実施する。研究開発プロジェクトの公募は、領域の初年度、2年度目、3年度目に実施し、数件の新規課題の採択を想定する。また、プロジェクト企画調査として採択する可能性がある。

① 研究開発プロジェクト

社会問題を解決するための選択肢を提示するもの（研究開発のあり方、システム・デザイン手法、新たな社会経済システム、持続可能性や社会問題解決に係る指標等の体系化、国の政策への提言など）から、社会の問題の解決に資する具体的な技術や手法等についてその実証まで行おうとするものまでを含む。

◇ 予算規模：1課題 数百万円から30百万円未満/年

◇ プロジェクトの期間：当初は、原則として3年とする。ただし、3年度目に評価を行い、実装段階にある課題や自律的実装の可能性の高い課題を最大2年間延長する可能性がある。

ただし、予算規模については、各研究開発課題の内容および採択方針に応じて、柔軟に取り扱う。また、研究開発課題の進捗等に応じて適宜、適正化を図る。また、体制の構築が進まないなど目標達成の可能性が低いと判断された場合は期間途中で終了する可能性がある。

② プロジェクト企画調査

研究開発プロジェクトとしての提案のうち、構想として優れてはいるものの実施するためにはさらなる具体化が必要なものについては、半年間（初年度は約4ヶ月間）の企画調査として採択することを検討する（企画調査としての募集は行わない）。

2-3. 研究開発プロジェクトの実施体制

- (1) 自然科学と人文・社会科学の双方にまたがる分野横断的な知見を活用し、ハード・ソフト両面からの包括的、総合的な研究開発を推進すること。その際、必要に応じて各省庁、自治体、民間等のハード整備を中心としたプロジェクトや環境未来都市、環境モデル都市、特区等、既存施策との連携も検討すること。
- (2) 研究開発の終了後も発展的な取組が継続的に行われるために、研究開発の段階から研究開発推進者と地域の多様なステークホルダー（行政、住民、学校、産業、NPO/NGO等）を構成メンバーとする研究開発チームを構成し、地域の多様な課題解決を図るオー

プン・イノベーションのプラットフォームとして機能する人的・資金的に持続可能な体制を構築すること。

- (3) 研究開発当初から地域の住民等との共創を行うことや成果の利用者となる住民等からのフィードバックを行う仕組みを設けること。
- (4) 研究開発を実施するにあたり、地方自治体の参画について十分考慮すること。
- (5) 本領域の掲げる課題は国内のみにとどまらず現在、将来的に海外も同様な課題があることから、海外の知見、フィールド、人的資源等の活用など海外との協同活動を対象とした提案も積極的に推奨する。

2-4. 研究開発プロジェクトの実施主体

国内の大学、研究機関、公益法人、NPO、民間企業、行政機関等、組織として JST からの研究委託が可能であれば、主体は問わない。

2-5. 研究開発プロジェクトの要素イメージ

プロジェクトの重点的に取り組むべきカテゴリと要素イメージは以下のものを想定している。プロジェクトにおいては、領域目標に沿った研究開発であるとともに、研究としての仮説検証にとどまらず、地域・行政からのニーズや実装に向けた課題を踏まえた上で、実施内容や体制を構築することが求められる。また、新たなビジネスや新たな経済社会の仕組みの創造の視点など地域が自立し持続可能となるための仕組みの創出が期待される。

さらに、個別のカテゴリや要素にとどまらず、むしろ複数（2 つ以上）をつなぐものや新しいアイデアを加えてシステムとしてデザインすることで多様な課題の解決や新たな価値の創出につながるものを推奨する。また、都市・地域としては、特定の地域のみならず、複数の地域の連携や海外との連携、都市と農村の共存関係をふまえたもの、物理的な空間によらないバーチャルな地域・コミュニティといったものも対象とする。

他方、以下のカテゴリや要素イメージにとらわれない領域目標の達成に貢献し成果の汎用性の高い提案も歓迎する。

○ 人が孤立化せず出かけたくなる空間の拡大

高齢者、子供及び子供を抱える親などの社会的孤立を防止し、活躍できる社会とする必要がある。地域の生活空間を多様な人々が集まりつながる空間とするため、安全・安心で環境に配慮した交通・移動手段や生活空間を ICT 技術や社会システムと一体的にデザインする研究開発等を行う。

○ 多世代・多様な人々の能力を生かした就労・社会参画の促進

年齢・性別・国籍・障害の有無を問わず多世代・多様な人々の能力を生かせる雇用の場や働き方を創出するとともに、人々の主体的な社会参画を促進することが必要である。個人や社会が抱える様々な制約を克服することを可能とするため、就労をはじめとする多様な社会参画をサポートする技術や社会システムを人々と包摂的にデザインする研究開発等を行う。

○ 人・地域・環境の相互作用を生み出すライフスタイル・行動変容の促進

地域の人々が元気に活躍できる社会を構築する必要がある。生活習慣、運動、食、人と地域、自然とのつながりなどにより人々の健康寿命を延伸するのみならず、地域の活性化や環境との調和を促すため、人々のライフスタイルや行動・意識の変容を促進する技術や社会システムをデザインする研究開発等を行う。

○ 有効活用されていない地域資源の発掘と活用

地域に存在するこれまで有効に活用されてこなかった様々な資源の発掘と活用が必要である。成熟社会において物質的な豊かさのみならず心の豊かさも満たされる社会を構築するため、文化的・伝統的な資源の価値の見直しと新たな活用、社会的・経済的な資源の保全・再生、地域の宝ともいえる多世代・多様な人財の発掘・育成など、新たな産業・事業やサービスの創出につながる各種資源の発掘・活用方策と有効活用するための技術のデザインなどの研究開発等を行う。

○ 環境と調和した地域の資源・経済の循環

都市・地域を持続可能なものとするため環境と調和した社会を構築するのみならず、地域に存在する各種資源や経済を地域内で循環させる仕組みを構築する必要がある。地域に存在する資源の適正な活用や再生可能なエネルギーの創出などを通じて地域の主体形成と担い手を育成し、資源・経済が循環する地域に密着した産業・事業やサービス創出の仕組みや方法論等の研究開発等を行う。

○ 公的サービスの質を落とさず低コスト化、効率化、リデザイン

厳しい経済状況や少子高齢化の中で公的サービスの質を維持しつつ低コスト化、効率化していくことに加え、公的サービスの在り方自体のとらえ直しが求められる。行政、産業、市民等が協働し ICT 技術の活用、情報等を共有するシステムなどコモンズの創出等により、自助・互助・共助・公助の関係性を整理して地域社会をリデザインする研究開発等を行う。

3. 研究開発領域のマネジメント

- (1) 領域運営の責任者として領域総括を設置し、マネジメントを行う。
- (2) 領域総括に対し専門的助言を行なう領域アドバイザーを設置する。領域アドバイザーは研究者のみならず、産学官市民のバランスに配慮して選出する。
- (3) 領域総括、領域アドバイザー、事務局が一体となり、領域目標の達成に向けてプロジェクトの募集・選考や各種の取組を実施するとともに、効果的な領域の運営に必要な会議等（領域会議、サイトビジット）や関係者の交流（領域全体会議^{*}）を行う。
※領域関係者が一堂に会して開催し、合宿形式で進捗や運営等に関する議論を行う。
- (4) 領域総括は、必要に応じて、研究費の追加・減額等の調整やプロジェクトの統廃合を含む見直しを行う。
- (5) 領域運営は、社会の状況、採択した全てのプロジェクトの方針や進捗状況等に応じて、公募採択方針における重点化や変更も含め、柔軟に対応する。

- (6) アウトリーチ活動（成果報告会等のシンポジウム、Web 等での情報発信など）を積極的に行う。
- (7) 外部関与者との人的ネットワークを構築する。成果の将来的な普及・定着を視野に入れ、国・自治体・企業・NPO・学会等、関連する機関との連携を様々なレベルで取ることができるよう、積極的に働きかける。

なお、上記のマネジメントに際しては、領域の中での個々のプロジェクトの役割・位置付け等を踏まえ、領域内の他の取組との効果的な連携が保てるよう、個々のプロジェクトの進捗状況や成果に関する情報共有を図る。

4. 研究開発の評価

RISTEX は、研究開発領域・プログラム及びプロジェクトを対象とした評価を下記の通り行います。

(1) 研究開発領域・プログラムの評価

- ① 研究開発領域・プログラムについては、一定期間経過した時点（中間時、終了時）で評価を実施する。

(2) プロジェクトの評価

- ② プロジェクトの事前評価（募集選考）は、領域総括が領域アドバイザー等の協力を得て行う。
- ③ 全てのプロジェクトについて、事後評価および追跡調査を実施する。
- ④ 3年度目に評価を実施し、実装の可能性が高いプロジェクトは最大2年延長することがある。

IV. 選考及び採択

1. 選考のプロセス

選考は、提案書に基づく書類（一次）選考とその合格者に対する面接（二次）選考の二段階で実施し、「3. 選考にあたっての基準」（14～15 ページ）を基に総合的に判断します。

- (1) 書類選考の結果、面接選考の対象となった提案者には、その旨を書面で通知するとともに、面接選考の要領、日程、追加で提出を求める資料等についてお知らせします。面接選考では、提案者に自らプロジェクトの構想を説明していただきます。
- (2) 書類選考、面接選考の結果については、採否にかかわらず、その都度、提案者に通知します。
- (3) 選考スケジュールは「I. 応募要領 2. 選考スケジュール」（1 ページ）を参照してください。日程の詳細、変更等については、RISTEX の提案募集ホームページ（URL：4 ページ）にて随時お知らせします。

2. 選考体制

選考は、領域総括が領域アドバイザー等の協力を得て行います。その結果に基づいて、JST は研究代表者及びその実施するプロジェクトを選定します。また、必要に応じて外部レビュアーの協力を得ることがあります。

- (1) 公正で透明な選考を行う観点から、JST の規定に基づき、下記に示す利害関係者は評価に加わらないようにしています。
 - a. 提案者と親族関係にある者
 - b. 提案者と大学、国研等の研究機関において同一の学科、研究室等又は同一の企業に所属している者
 - c. 提案者と緊密な共同研究を行う者
(例えば、共同研究事業の遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究メンバー、あるいは提案するプロジェクトの研究分担者等、提案者と実質的に同じ研究グループに属していると考えられる者)
 - d. 提案者と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にある者
 - e. 提案者のプロジェクトと直接的な競争関係にある者
 - f. その他 JST が利害関係者と判断した場合
- (2) 選考に係わった領域アドバイザー等の氏名は、採択する提案の発表時に公表します。

3. 選考にあたっての基準

(1) 選考は、以下の要件を満たしているかどうかを判断して審査します。

A. 主旨

A-1. 社会技術研究開発の主旨との合致

- ① 社会の具体的な問題解決を目的とし、社会実装に資する成果創出が期待できる。
- ② 単なる取組ではなく、研究開発による社会問題の解決を目指している。
- ③ 自然科学（医学・工学等を含む）と人文・社会科学の双方の知見を活用した問題解決を目指している。
- ④ 成果の他地域での実装・展開に向けて、事例の一般化や知見の体系化が期待できる。

A-2. 本研究開発プログラムの主旨との合致：

- ⑤ 目指すべき持続可能な社会のビジョンが的確に示されている。
- ⑥ 多世代共創による社会のデザインを目指している。
- ⑦ 目指すべき社会への移行プロセスが的確に示されている。
- ⑧ 都市・地域が抱える問題を多面的にとらえ、包括的なアプローチによる解決を目指している。

B. 提案の構想

- ⑨ 目標設定：社会の具体的な問題を特定し、解決すべき問題の把握が的確になされている。
- ⑩ 実施内容：社会問題解決のための検討事項や手順等が適切に盛り込まれている。
- ⑪ 提案の新規性：類似・関連の取組動向が整理され、それらとの関係が明らかになっている。
- ⑫ 実施体制（研究代表者）：研究代表者は十分な考察または経験を有し、プロジェクト全体に責任を持てる。
- ⑬ 実施体制（協働体制）：問題解決に取り組む人と研究者の適切な協働体制となっている（採択後に期待できる）。
- ⑭ 実施体制（実装の担い手）：成果の社会実装の担い手が想定されており、協働や育成、実装のためのプラットフォーム構築が期待できる。
- ⑮ 規模：目標達成に向けて適切な方法・スケジュール・体制・予算規模となっている。

C. 波及効果

- ⑯ 社会への波及効果：実施者のプロジェクト終了後の活躍をはじめ、様々な社会への波及効果が期待できる。
- ⑰ 研究分野への波及効果：今後の学術・研究の発展や類似の研究開発への波及効果が期待できる。

(2) 提案書の各様式に不備がある場合には、審査対象とならない可能性があります。

(3) 上記のほか、研究開発領域ごとの独自の選考の観点や方針として、「Ⅱ. 募集・選考に

あたって本領域が求めるもの」(5～6 ページ) 及び「Ⅲ. 研究開発領域の概要」(7～12 ページ) も踏まえて選考します。

- (4) 研究開発費の「不合理な重複」ないし「過度の集中」にあたるかどうかも選考の要素となります。詳しくは、「Ⅵ. 競争的資金制度への応募に際しての留意事項」(22～35 ページ) を参照してください。
- (5) グループリーダー(研究開発の実施項目ごとに編成されたグループで中心的な役割を果たす実施者)とそのグループについては、選考にあたって領域総括と領域アドバイザーがその必要性等を十分に検討します。その結果、提案とその代表者は採択されても、実施体制について見直しをお願いすることがあります。

V. 社会技術研究開発における研究開発の推進方法

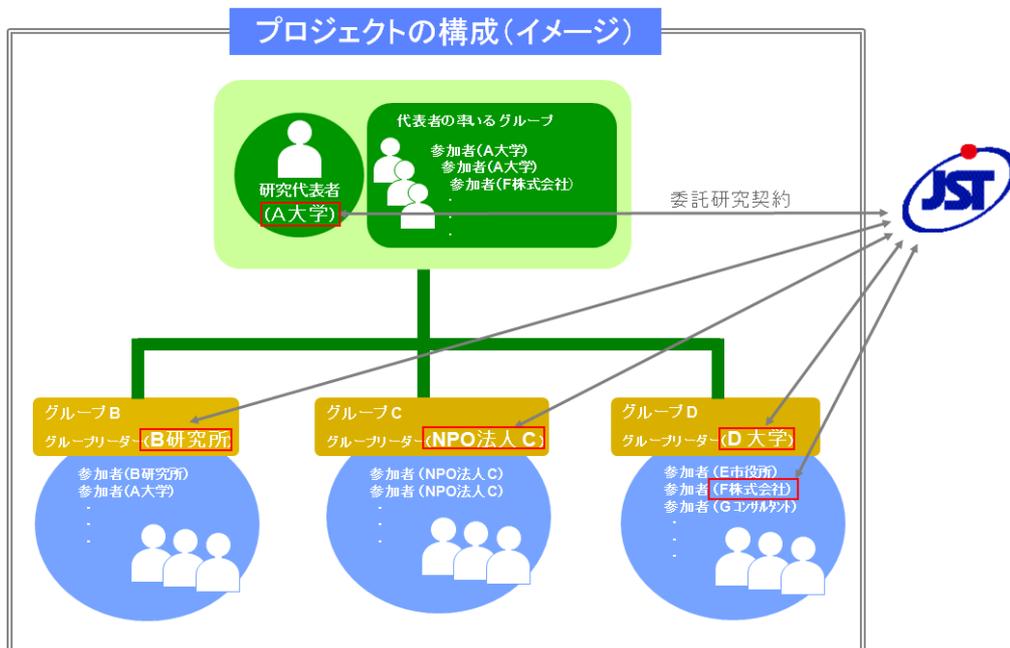
1. 実施計画

- (1) 採択後、研究代表者には、プロジェクトの研究開発期間を通じた「全体研究開発計画書」を作成していただきます。また、年度毎に「年次研究開発計画書」を作成していただきます。研究開発計画には、研究開発費や研究開発実施体制が含まれます。
- (2) 研究開発計画（全体研究開発計画書及び年次研究開発計画書）は、領域総括の承認を経て決定します。領域総括は領域アドバイザーの助言を踏まえ、研究代表者との意見交換、日常のプロジェクトの進捗把握、サイトビジット等の現地調査、研究開発計画に対する助言や調整、必要に応じて研究代表者に対する指示を行います。
- (3) 領域総括は、本領域全体の目的達成等のため、プロジェクトの計画の決定にあたって、プロジェクト間の調整を行う場合があります。

2. 実施体制

- (1) 研究代表者を中心として研究開発を進めていただきます。研究代表者には、構想を実現するために、研究者と現場の状況・問題に詳しいさまざまな立場の「関与者」とが協働する集団（数名～20名程度）を編成し、研究開発を実施していただきます。
- (2) プロジェクトには、研究代表者の所属する機関の実施者のみならず、他の機関に所属する実施者を含めることも可能です。実施内容に応じたグループ分けを行い、効果的に研究開発を推進していただきます。
- (3) JST は、研究代表者や他の実施者の所属する機関等と委託研究契約を締結します。
- (4) 研究開発推進上の必要性に応じて、新たに実施者、あるいはその補助者等を研究開発費の範囲内で雇用[※]し、プロジェクトに参加させることが可能です。

[※]ただし、研究担当者（研究代表者、主たる実施者）に対する給与を支出することはできません。また、大学等においては、定年制の教職員の人件費を支出することはできません。



3. 実施拠点

実施者の所属する機関を拠点として実施することを原則とします。

4. 研究契約と知的財産権の帰属

- (1) 採択後、JSTは研究代表者及び主たる実施者（※）の所属する機関との間で、原則として委託研究契約を締結します。

※ 主たる実施者とは、実施者のうち、研究代表者と異なる機関に所属する実施者を代表する方を指します。

- (2) 研究開発の実施機関において、JSTとの委託研究契約が締結できない場合、公的研究費の管理・監査に必要な体制等が整備できない場合、また、財務状況が著しく不安定である場合には、当該実施機関では研究開発費等が使用できないことがあります。詳しくは、「6. 実施機関の責務等」（18～20ページ）を参照してください。
- (3) 研究開発により生じた特許等の知的財産権は、委託研究契約に基づき、産業技術力強化法第19条（日本版バイドール条項）に掲げられた事項を実施機関が遵守すること等を条件として、実施機関に帰属します。

（補足）委託事業と補助事業の違い

本事業はJSTが機関と委託研究契約を締結することにより実施する「委託事業」です。「委託事業」とは、本来、国等（本事業においてはJST）が行うべき事業について、国等が自ら実施するよりも大学・企業等他の主体が実施した方がより大きな効果が得られると思われる場合に、契約により他の主体に実施を委ねることです。この場合、受託者は委託研究契約及び委託研究契約事務処理説明書に基づき受託業務を適正に実施する義務があり、委託者はその実施状況を確認します。

これに対し「補助事業」とは、本来大学・企業等が実施している事業について、一定の公共性が認められる場合に申請に基づき国等がその経費の一部を負担するものです。この場合、補助金の交付を受けた側が主体的に事業を実施します。

5. 研究代表者の責務

- (1) 研究代表者や主たる実施者は、JSTの研究費が国民の貴重な税金で賄われていることを十分に認識し、公正かつ効率的に執行する責務があります。

研究代表者や主たる実施者は、提案したプロジェクトが採択された後、JSTが実施する説明会等を通じて、次に掲げる事項を遵守することを確認していただき、あわせてこれらを確認したとする文書をJSTに提出していただきます。

- a. 募集要項等の要件を遵守する。
- b. JSTの研究費は国民の税金で賄われており、研究上の不正行為や不正使用などを行わない。
- c. 参画する研究員等に対して研究上の不正行為（論文の捏造、改ざん及び盗用など）を未然に防止するためにJSTが指定する研究倫理教材（オンライン教材）の履修義務について周知する。

また、上記 c.項の研究倫理教材の履修がなされない場合には、履修が確認されるまでの期間、研究費の執行を停止することがありますので、ご注意ください。

(注) 本項の遵守事項の確認文書提出及び研究倫理教材の履修義務化は、平成 25 年度に採択されたプロジェクトから適用されています。なお、参画する研究員等は、研究上の不正行為(論文の捏造、改ざん及び盗用など)を未然に防止するために JST が指定する研究倫理教材(オンライン教材)を履修することになります。

(2) プロジェクトの推進及び管理

自らのプロジェクトの推進に必要なマネジメントや成果等について、全体の責任を負っていただきます。プロジェクト内の役割分担や責任体制を明確にした上で、プロジェクトの着実な推進や統一的な成果の取りまとめに向けて、主導的役割を果たしてください。また、計画書の作成や定期的な報告書等の提出、評価等への対応を行ってください。

(3) 研究開発費の管理

プロジェクト全体の研究開発費の適切な管理(資金計画と進捗度管理等)をしてください。

(4) プロジェクトで雇用される実施者への配慮について

実施者、特に研究開発費で雇用する研究員等の勤務環境・条件に配慮してください。

(5) 研究開発成果のアウトリーチ活動について

国費による研究開発であることから、国内外での研究開発成果の発表を積極的に行ってください。プロジェクトの実施に伴い、得られた研究開発成果を新聞・雑誌での著作、論文等で発表する場合は、本事業の成果である旨の記述を行ってください。併せて、JST が国内外で主催するワークショップやシンポジウムに参加し、研究開発成果を発表してください。

また、RISTEX の構築する「社会の問題解決に取り組む関与者と研究者が協働するための人的ネットワーク」に参画いただき、情報の発信・共有、ワークショップやシンポジウムの企画・開催などにご協力いただきます。

(6) JST と所属機関との契約、その他 JST の諸規定等に従っていただきます。

(7) 本事業の評価、JST による経理の調査、国の会計検査、その他監査等に対応をお願いします。

(8) プロジェクト終了後に一定期間行われる追跡調査に際して、情報提供やインタビュー等への対応をお願いします。

6. 実施機関の責務等

JST が委託研究契約を締結する研究開発の実施機関の要件・責務等は、以下の通りです。以下を踏まえ、応募に際しては、必要に応じて、関係する実施機関への事前説明や事前承諾を得る等の手配を適切に行ってください。

(1) 研究開発費は、委託研究契約に基づき、その全額を委託研究費として実施機関に執行

していただきます。そのため、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日 文部科学大臣決定）に基づき、実施機関における委託研究費の管理・監査体制を整備していただく必要があります。また、その実施状況の報告等をしていただくとともに、体制整備等の状況に関する現地調査が行われる場合には対応いただきます。

なお、国公立研究機関が委託研究契約を締結するにあたっては、当該研究機関の責任において、委託研究契約開始までに当該予算措置等の手続きを確実に実施する必要があります。万が一、契約締結後に必要な措置の不履行が判明した場合には、委託研究契約の取消し・解除、委託研究費の全額または一部の返還等の措置を講じる場合があります。

- (2) 実施機関は、「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」（平成 18 年 8 月 8 日 文部科学省科学技術・学術審議会・研究活動の不正行為に関する特別委員会）における行動規範や不正行為への対応規程等の整備や研究者倫理の向上など不正行為防止のための体制構築や取り組みを行い、研究開発活動の不正防止に必要とされる措置を講じていただきます。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu12/houkoku/06082316.htm

- (3) 委託研究契約書及び JST が定める「委託研究契約事務処理説明書」に基づいて、委託研究費の柔軟で効率的な運用に配慮しつつ、適正な経理事務を行っていただきます。また、JST に対する所要の報告等、及び JST による経理の調査や国の会計検査等に対応していただきます。
- (4) 効果的な研究開発推進のため、円滑な委託研究契約締結手続きにご協力ください。
- (5) 委託研究契約に基づき、産業技術力強化法第 19 条（日本版バイドール条項）が適用されて実施機関に帰属した知的財産権が、出願及び設定登録等される際は、JST に対して所要の報告をしていただきます。また、第三者に譲渡される際は、JST の承諾を得ることが必要となっております。
- (6) 委託研究の実施に伴い発生する知的財産権は、実施機関に帰属する旨の契約を当該研究開発等に参加する実施者等と取り交わす、又は、その旨を規定する職務規定を整備する必要があります。
- (7) JST は、各研究機関に対して、プロジェクトの採択に先立ち、また、委託研究契約締結前ならびに契約期間中に事務管理体制および財務状況等についての調査・確認を行うことがあります。その結果、必要と認められた機関については JST が指定する委託方法に従っていただくこととなる他、委託契約を見合わせる場合や契約期間中であっても、研究費の縮減や研究停止、契約期間の短縮、契約解除等の措置を行うことがあります。
- (8) 委託研究契約が締結できない場合には、当該実施機関では研究開発費を使用できないことがあり、その際には研究体制の見直し等をしていただくこととなります。
- (9) 研究開発活動の不正行為を未然に防止する取組の一環として、JST は、平成 25 年度以降の新規採択のプロジェクトに参画しかつ研究機関に所属する研究者等に対して、研究

倫理に関する教材の履修を義務付けることとしました（履修等に必要な手続き等は、JSTで行います）。研究機関は対象者が確実に履修するよう対応ください。

これに伴い JST は、当該研究者等が機構の督促にも拘わらず定める履修義務を果たさない場合は、委託研究費の全部又は一部の執行停止を研究機関に指示します。指示にしたがって研究費の執行を停止するほか、指示があるまで、研究費の執行を再開しないでください。

7. 研究開発費の使途

研究開発費は、原則としてその全額を委託研究費として、研究代表者及び主たる実施者の所属する機関に執行していただきます。

- (1) 研究開発費（直接経費）とは、当該研究開発の遂行に直接必要な経費であり、以下の使途に支出することができます。

	項目	支出対象及び留意点（※1）
直接経費	物品費	新たに設備・備品・消耗品等を購入するための経費
	人件費・謝金	人件費：当該研究開発を遂行するために雇用する者の人件費（※2） 謝金：講演依頼謝金など
	旅費	研究代表者や実施者の旅費、当該研究開発の遂行に直接的に必要な招聘旅費など
	その他	上記の他、当該研究開発を遂行するために必要な経費 以下は、具体例 ・研究開発成果発表費用（論文投稿料、HP作成費用等） ・外注費（再委託に該当するものを除く） ・機器リース費用、運搬費（専ら当該研究開発に使用する設備等に関するもの）

※1 詳しくは RISTEX の提案募集ホームページ（URL：4 ページ）に掲載されている「事務処理説明書」をご覧ください。大学等（国公立及び独立行政法人等の公的研究機関、公益法人等で機構が認めるものを含む）と企業等（主として民間企業等の大学等以外の研究機関）では、事務処理等の取扱いが異なる場合がありますのでご注意ください。

※2 研究担当者（研究代表者、主たる実施者）に対する給与を支出することはできません。また、大学等においては、定年制の教職員の人件費を支出することはできません。

- (2) 以下の経費は研究開発費（直接経費）として支出できません。

- ① 当該プロジェクトの目的に合致しないもの
- ② 間接経費としての使用が適切と考えられるもの

- (3) その他、研究開発費（直接経費）からの支出が適切か否かの判断が困難な使途がある場合は、JST へお問い合わせください。

- ※ JST は、上記の研究開発費（直接経費）に加え、当該委託研究に関して実施機関にて必要となる管理費等として、直接経費に対する一定比率（30%を上限とする）の間接経費を別途措置して支払います。
- ※ JST では、研究機関に対して研究費の柔軟かつ効率的な執行を要請するとともに、国費を財源とすること等から、一部の項目について委託研究契約書や事務処理説明書、府省共通経費取扱区分表等により、一定のルール・ガイドラインを設け、適正な執行をお願いしています。なお、府省共通経費取扱区分表は RISTEX の提案募集ホームページ（URL：4 ページ）に掲載しております。

8. 海外の機関に所属する方がプロジェクトの主たる実施者として参加する場合

次の条件を満たす場合に、海外の実施機関に所属している方が海外の機関を拠点に実施者としてプロジェクトに参加することが可能です（研究代表者は、国内の研究開発実施機関に所属することが求められます。「I. 応募要領 5. 提案者の要件等」（3 ページ）を参照してください）。

- a. 研究代表者の構想を実現する上で必要不可欠と判断され、海外の機関でなければ実施が困難（不可能）であること。
 - b. 当該機関と JST との間で、一定の条件（※）を満たす契約を締結できること。
なお、海外での研究開発を希望される場合は、提案書（様式 9）に海外での実施が必要な理由を記載してください。
- ※ 一定の条件：少なくとも下記の 2 条件が満たされる必要があります。
- ア. 当該海外機関への間接経費の支払いが、直接経費の 30%を超えないこと。
 - イ. 当該海外機関と JST との間で、知的財産権の共有ができること。

VI. 競争的資金制度への応募に際しての注意事項

※ 本章の一部は、競争的資金・公的研究費の公募要領で示すべきとされる共通的な注意事項について、一般的な用語を用いて記載しています。文中で使用される「研究」、「研究者」、「研究課題」には、それぞれ、本領域における「研究開発」、「研究開発実施者」、「研究開発プロジェクト」が含まれるものとしてお読みください。

1. 競争的資金制度について

(1) 不合理な重複・過度の集中に対する措置

①不合理な重複に対する措置

研究者が、同一の研究者による同一の研究課題（競争的資金が配分される研究の名称及びその内容をいう）に対して、国又は独立行政法人の複数の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態であって次のいずれかに該当する場合、戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）（以下、「本事業」という）において審査対象からの除外、採択の決定の取消し、又は経費の削減（以下、「採択の決定の取消し等」という）を行うことがあります。

- ・ 実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ）の研究課題について、複数の競争的資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・ 既に採択され、配分済の競争的資金と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- ・ 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・ その他これに準じる場合

なお、本事業への応募段階において、他の競争的資金制度等への応募を制限するものではありませんが、他の競争的資金制度等に採択された場合には速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

②過度の集中に対する措置

本事業に提案された研究内容と、他の競争的資金制度等を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、当該研究者又は研究グループ（以下、「研究者等」という）に当該年度に配分される研究費全体が効果的・効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れない程の状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本事業において、採択の決定の取消し等を行うことがあります。

- ・ 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・ 当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間（※）に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（％））に比べ過大な研究費が配分されている場合
- ・ 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・ その他これらに準ずる場合

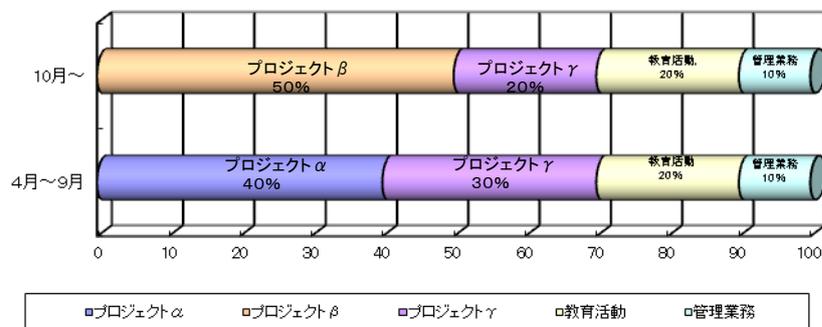
このため、本事業の応募書類の提出後に、他の競争的資金制度等に応募し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

※ 研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動中や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

＜エフォートの定義について＞

- ・ 第3期科学技術基本計画によれば、エフォートは「研究に携わる個人が研究、教育、管理業務等の各業務に従事する時間配分」と定義されています。
- ・ 研究者の皆様が課題を申請する際には、当該研究者の「全仕事時間に対する当該研究の実施に必要なとする時間の配分割合」を記載していただくことになります。
- ・ なお、この「全仕事時間」には、研究活動にかかる時間のみならず、教育活動や管理業務等にかかる時間が含まれることに注意が必要です。
- ・ したがって、エフォートの値は、研究計画の見直し・査定等に応じて、変更し得ることになります。

例：年度途中でプロジェクトαが打ち切れ、プロジェクトβに採択された場合の全仕事時間の配分状況（この他、プロジェクトγを一年間にわたって実施）



このケースでは、9月末でプロジェクトαが終了（配分率40%）するとともに、10月から新たにプロジェクトβが開始（配分率50%）されたことにより、プロジェクトγのエフォート値が30%から20%に変化することになります。

③ 不合理な重複・過度の集中排除のための、応募内容に関する情報提供

- ・ 不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募（又は採択課題・事業）内容の一部に関する情報を、府省共通研究開発システム（e-Rad）などを通じて、他府省を含む他の競争的資金制度等の担当に情報提供する場合があります。また、他の競争的資金制度等におけるこれらの確認を行うため求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。

（2）他府省を含む他の競争的資金等の応募受入状況

- ・ 科学研究費補助金等、国や独立行政法人が運用する競争的資金や、その他の研究助成等を受けている場合（応募中のものを含む）には、研究提案書の様式に従ってその内容（応募・受入状況（制度名）、課題名、実施期間、予算額、エフォート（※）等）を記載して頂きます。

上記内容に関して事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取り消し又は減額配分とすることがあります。

※ エフォート＝研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要なとする時間の配分割合（%）

(3) 不正使用及び不正受給への対応

- 本事業において、研究費を他の用途に使用したり、JST から研究費を支出する際に付した条件に違反したり、あるいは不正な手段を用いて研究費を受給する等、本事業の趣旨に反する研究費の不正な使用等が行われた場合には、当該研究課題に関して、研究の中止、研究費等の全部または一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。
- 本事業の研究費の不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者^{※1} に対し、不正の程度に応じて下記の表のとおり、本制度への申請及び参加の制限措置、もしくは嚴重注意措置をとります。制限の期間は、原則として、不正に係る委託費等を返還した年度の翌年度以降 1 年から 10 年間とします。ただし、「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、また共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題（継続課題）への研究代表者又は共同研究者として参加することを指します。
- 国または独立行政法人が運用する他の競争的資金制度^{※2}、JST が所掌する競争的資金制度以外の事業いずれかにおいて、研究費の不正な使用等を行った研究者であって、当該制度において申請及び参加資格の制限が適用された研究者については、一定期間、本事業への応募及び新たな参加が制限されます。（不正使用等が認定された当該年度についても参加が制限されます。）
- 本事業において研究費の不正な使用等を行った場合、当該研究者及びそれに共謀した研究者の不正の内容を、他の競争的資金制度等の担当(他府省及び他府省所管の独立行政法人を含む)に対して情報提供を行います。その結果、他の競争的資金制度^{※2} において申請及び参加が制限される場合があります。
- 本事業において研究費の不正な使用等を行った場合、当該研究者及びそれに共謀した研究者のうち、本事業への申請及び参加が制限された研究者については、当該不正事案の概要（研究者氏名、制度名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、原則公表することとします。

※1 「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用又は不正受給に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指します。

※2 他の具体的な対象制度については下記 URL をご覧ください。

http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/kyoukin26_seido_ichiran.pdf

その他、平成 26 年度に公募を開始する制度も含まれます。なお、上記の取扱及び対象制度は変更される場合がありますので、適宜ご確認ください。

研究費等の使用の内容等	相当と認められる期間
1 研究費等の不正使用の程度が、社会への影響が小さく、且つ行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
2 研究費等の不正使用の程度が、社会への影響が大きく、且つ行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
3 1及び2以外で、社会への影響及び行為の悪質性を勘案して判断されるもの	2～4年
4 1から3にかかわらず、個人の経済的利益を得るために使用した場合	10年
5 偽りその他不正の手段により研究事業等の対象課題として採択された場合	5年
6 研究費等の不正使用に直接関与していないが、善管注意義務に違反して使用を行ったと判断される場合	1～2年

(注) 平成 25 年度以降に新たに採択された研究課題(継続課題を含む)について、研究者に対する制限の期間は、「競争的資金の適正な執行に関する指針」(競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)の改正(平成 24 年 10 月 17 日)による厳罰化等に伴い、大幅に変更されたことから、平成 24 年 12 月 28 日付で規則改正しました(施行日は平成 25 年 1 月 1 日)。上表の制限期間は、変更後のものです。特に 2 の項、4 の項及び 6 の項における資格制限期間は、平成 25 年度当初予算以降の事業等(前年度から継続して実施する事業を含む。)の不適正な経理処理等について平成 25 年 4 月 1 日以降、適用します。

(4) 研究活動の不正行為に対する措置

○本公募は、『公正な研究活動の推進に向けた「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」の見直し・運用改善について(審議のまとめ)』(平成 26 年 2 月 3 日「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」の見直し・運用改善等に関する協力者会議決定)を踏まえて現在検討している、「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」(平成 18 年 8 月 8 日 科学技術・学術審議会研究活動の不正行為に関する特別委員会決定)の見直し内容を前提として行うものです。研究機関は、本制度への応募及び研究活動の実施にあたり、見直し後のガイドラインを遵守することが求められます。なお、「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」については、下記ホームページをご参照ください。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu12/houkoku/06082316.htm

○本事業の研究課題に関して、研究活動の不正行為(捏造、改ざん、盗用)が認められた場合には、不正行為の悪質性等も考慮しつつ、研究の中止、研究費等の全部または一部の返還、ならびに事実の公表の措置を取ることがあります。また、以下の者について、一定期間、本事業への応募及び新たな参加の資格が制限されます。制限の期間は、原則として、1年から10年間とします。なお、「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、また共同研究者として新たに研究に参加することを指します。

不正行為への関与による区分		不正行為の程度	相当と認められる期間	
不正行為に関与した者	1. 研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年	
	2. 不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらのもと同等の責任を負うと認定されたもの）	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
		上記以外の著者		2～3年
	3. 1. 及び 2. を除く不正行為に関与した者		2～3年	
不正行為に関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらのもと同等の責任を負うと認定された者）		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年	
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年	

(注) 平成 25 年度以降に新たに採択された研究課題について、研究者に対する制限の期間は、「競争的資金の適正な執行に関する指針」（競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）の改正（平成 24 年 10 月 17 日）を機に、他の競争的資金等との適用の共通化を図ることとし、平成 24 年 12 月 28 日付けで規則改正しました（施行日は平成 25 年 1 月 1 日）。上表の制限期間は、改正後のものです。

○国または独立行政法人が運用する他の競争的資金制度（24 ページ※2 を参照）、JST が所掌する競争的資金制度以外の事業のいずれかにおいて、研究活動の不正行為で処分を受けた研究者であって、当該制度において申請及び参加資格の制限が適用された研究者については、一定期間、本事業への応募及び新たな参加の資格が制限されます。（研究活動の不正行為等が認定された当該年度についても参加が制限されます。）

○本事業において、研究活動の不正行為があったと認定された場合、当該研究者の不正行為の内容を、他府省を含む他の競争的資金制度の担当（独立行政法人を含む）に対して情報提供を行います。その結果、他府省を含む他の競争的資金制度(24 ページ※2 を参照)において申請及び参加が制限される場合があります。

(5) 他の競争的資金制度で申請及び参加の制限が行われた研究者に対する措置

国又は独立行政法人が所管している他の競争的資金制度(24 ページ※2 を参照)において、研究費の不正使用等又は研究活動の不正行為等により制限が行われた研究者については、他の競争的資金制度において応募資格が制限されている期間中、本事業への申請及び参加を制限します。

「他の競争的資金制度」について、平成 26 年度以降に新たに公募を開始する制度も含まれます。なお、平成 25 年度以前に終了した制度においても対象となります。

(6) 関係法令等に違反した場合の措置

関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

(7) 間接経費に係る領収書の保管に係る事項

間接経費の配分を受ける研究機関においては、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類を、[研究完了の年度の翌年度から 5 年間] 適切に保管してください。また、間接経費の配分を受けた各受託機関の長は、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の 6 月 30 日までに指定した書式により JST に報告することが必要となります。

(8) 繰越について

当該年度の研究計画に沿った研究推進を原則としますが、JST では単年度会計が研究費の使いにくさを生み、ひいては年度末の予算使い切りによる予算の無駄使いや不正経理の一因となることに配慮し、研究計画の進捗状況によりやむを得ず生じる繰越しに対応するため、煩雑な承認申請手続きを必要としない簡便な繰越制度を導入しています。(繰越制度は、複数年度契約を締結する大学等を対象とします。)

(9) 府省共通経費取扱区分表について

本事業では、競争的資金において共通して使用することになっている府省共通経費取扱区分表に基づき、費目構成を設定していますので、経費の取扱については下記ホームページにある府省共通経費取扱区分表を参照してください。

<http://www.jst.go.jp/kisoken/contract/h26/a/h26a303manual130401.pdf>

(10) 「国民との科学・技術対話」の推進について

『国民との科学・技術対話』の推進について(基本的取組方針)【平成 22 年 6 月 19 日 科学技術政策担当大臣、総合科学技術会議有識者議員】を踏まえ、本事業に採択され、1 件当たり年間 3000 万円以上の公的研究費(競争的資金又はプロジェクト研究資金)の配分を受ける場合には、「国民との科学・技術対話」への積極的な取り組みをお願いします。

なお、上記の基本的取組方針については、下記ホームページをご参照ください。

<http://www8.cao.go.jp/cstp/output/20100619taiwa.pdf>

(1 1) 若手の博士研究員のキャリアパスについて

「文部科学省の公的研究費により雇用される若手博士研究員の多様なキャリアパス支援に関する基本方針」(平成 23 年度 12 月 20 日科学技術・学術審議会人材委員会)を踏まえ、本事業に採択され、公的研究費(競争的資金その他のプロジェクト研究資金や、大学向けの公募型研究資金)により、若手の博士研究員を雇用する場合には、当該研究員の多様なキャリアパスの確保に向けた支援への積極的な取り組みをお願いします。詳しくは下記ホームページをご参照ください。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu10/toushin/1317945.htm

(1 2) オープンアクセスについて

JST ではオープンアクセスに関する方針を平成 25 年 4 月に発表しました。本事業で得られた研究成果(論文)について、機関リポジトリやオープンアクセスを前提とした出版物などを通じて公開いただくよう推奨します。詳しくは以下のホームページをご覧ください。

<http://www.jst.go.jp/pr/intro/johokokai.html>

2. 研究機関における管理監査体制、不正行為等への対応について

○公的研究費の管理・監査の体制整備等について

研究機関は、本事業の実施にあたり、その原資が公的資金であることを確認するとともに、関係する国の法令等を遵守し、事業を適正かつ効率的に実施するよう努めなければなりません。特に、研究開発活動の不正行為^{※1}又は不適正な経理処理等^{※2}(以下、「不正行為等」という)を防止する措置を講じることが求められます。

具体的には、「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」(平成 18 年 8 月 8 日科学技術・学術審議会 研究活動の不正行為に関する特別委員会)および「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定・平成 26 年 2 月 18 日改正)に基づき、研究機関の責任において公的研究費の管理・監査の体制を整備した上で、委託研究費の適正な執行に努めるとともに、コンプライアンス教育も含めた不正行為等への対策を講じる必要があります。なお、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」については、下記ホームページをご参照ください。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/gijyutu/008/houkoku/07020815.htm

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904.htm

※1 研究開発活動において行われた捏造、改ざん及び盗用

※2 研究費等を他の用途に使用した場合、虚偽の請求に基づき研究費等を支出した場合、研究補助員等の報酬等が研究者等の関与に基づき不正に使用された場合、その他法令等に違反して研究費等が支出された場合、又は偽りその他不正の手段により研究事業等の対象課題として採択された場合等。

○「体制整備等自己評価チェックリスト」について

本制度への応募にあたり、研究機関^{※3}は標記ガイドラインに基づく公的研究費の管理・監

査に係る体制整備等の実施状況等を「体制整備等自己評価チェックリスト」（以下、「チェックリスト」という）により定期的に文部科学省へ報告するとともに、体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります（チェックリストの提出がない場合の研究実施は認められません）。

新規採択により本事業を開始する研究機関及び新たに研究チームに参加する研究機関は原則として、研究開始（委託研究契約締結日）までに、下記ホームページの様式に基づいて、各研究機関から文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室に、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を利用して、チェックリストが提出されていることが必要です。チェックリストの提出方法の詳細については、下記文部科学省ホームページをご覧ください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1301688.htm

※3 研究代表者が所属する研究機関のみでなく、研究費の配分を受ける主たる共同研究者が所属する研究機関も対象となります。

他事業の応募等により、前年度以降にチェックリストを提出している場合は、委託研究契約に際して、新たに提出する必要はありませんが、チェックリストは公的研究費の管理・監査のガイドラインにおいて年1回程度の提出が求められておりますので、翌年度以降も継続して事業を実施する機関は、改めてその提出が必要となります。

なお、平成26年4月以降に、チェックリストが新たな様式に変更され、再度、新様式による提出が必要となる予定です。文部科学省からの周知に十分御留意してください。

チェックリストの提出に関する周知は、文部科学省のホームページ及びe-Radに登録された「事務代表者」宛てのメール連絡により、行われる予定です。

チェックリストの提出にあたっては、研究機関においてe-Radの利用可能な環境が整っていることが必須となりますので、e-Radへの研究機関の登録を行っていない機関にあつては、早急に手続きをお願いします。登録には通常2週間程度を要しますので十分ご注意ください。手続きの詳細は、以下のe-Rad所属研究機関向けページの「システム利用に当たっての事前準備」をご覧ください。

<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>

※チェックリストの提出依頼に加えて、ガイドラインに関する説明会・研修会の開催案内等も文部科学省より電子メールで送付されますので、e-Radに「事務代表者」のメールアドレスを確実に登録してください。

チェックリストは、文部科学省の案内・ホームページで最新情報を確認の上、作成ください。また、研究機関の監事又は監事相当職の確認を経た上で提出する必要があります。

○「体制整備等の自己評価チェックリスト」の提出について（通知）

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm

○体制整備等自己評価チェックリスト 用語解説

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1310714.htm

なお、平成 26 年 2 月 18 日に改正したガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、本チェックリストについても研究機関のホームページ等に掲載し、積極的な情報発信を行っていただくようお願いいたします。

チェックリストの提出の後、必要に応じて、文部科学省（資金配分機関を含みます）による体制整備等の状況に関する現地調査に協力をいただくことがあります。

○公的研究費の管理条件付与および間接経費削減等の措置について

公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の報告・調査等において、その体制整備に不備があると判断された、または、不正の認定を受けた機関については、公的研究費の管理・監査のガイドラインに則り、改善事項およびその履行期限（1 年）を示した管理条件が付与されます。その上で管理条件の履行が認められない場合は、当該研究機関に対する競争的資金における間接経費の削減（段階に応じ最大 15%）、競争的資金配分の停止などの措置が講じられることとなります。

○不正行為等の報告および調査への協力等

研究機関に対して不正行為等に係る告発等（報道や会計検査院等の外部機関からの指摘も含む）があった場合は、研究機関における「公的研究費の管理・監査のガイドライン」に則り、告発等の受付から 30 日以内に、告発等の内容の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を JST に報告してください。

調査が必要と判断された場合は、調査委員会を設置し、調査方針、調査対象及び方法等について JST と協議しなければなりません。

告発等の受付から 210 日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を JST に提出してください。なお、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、JST に報告する必要がある他、JST の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を JST へ提出する必要があります。

また、調査に支障がある等、正当な理由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じなければなりません。

最終報告書の提出期限を合理的な理由なく遅延した場合は、当該事業における間接経費の一定割合削減（段階に応じ最大 10%）、委託研究費の執行停止等の措置を行います。その他、報告書に盛り込むべき事項など、詳しくは、研究機関における「公的研究費の管理・監査のガイドラン」を参照ください。

3. 提案書記載事項等の情報の取扱い

①提案書の取扱い

提案書は、提案者の利益の維持、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」その他の観点から、選考以外の目的に使用しません。応募内容に関する秘密は厳守いたします。詳しくは下記ホームページをご参照ください。

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H15/H15HO059.html>

②e-Rad 上の課題等の情報の取扱い

採択された個々のプロジェクトに関する情報（制度名、課題名、所属機関名、研究代表者名、予算額及び実施期間）については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）第 5 条第 1 号イに定める「公にすること予定されている情報」であるものとします。これらの情報については、採択後適宜本事業のホームページ等において公開します。

③府省共通研究開発管理システムからの内閣府への情報提供等

文部科学省が管理運用する府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を通じ、内閣府に、各種の情報を提供することがあります。また、これら情報の作成のため、各種の作業や情報の確認等についてご協力いただくことがあります。

※「政府研究開発データベース」:

国の資金による研究開発について適切に評価し、効果的・効率的に総合戦略、資源配分等の方針の企画立案を行うため、内閣府総合科学技術・イノベーション会議が各種情報について、一元的・網羅的に把握し、必要情報を検索・分析できるデータベースを構築しています。

4. その他

①生命倫理及び安全の確保

ライフサイエンスに関する研究開発については、生命倫理及び安全の確保に関し、各府省が定める法令・省令・倫理指針等を遵守してください。研究開発等の実施者が所属する機関の長等の承認・届出・確認等が必要な研究開発については、必ず所定の手続きを行ってください。

各府省が定める法令等の主なものは以下の通りです（改正されている場合がありますので、最新版をご確認ください）。このほかにも研究開発内容によって法令等が定められている場合がありますので、ご注意ください。

- ・ ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律（平成 12 年法律第 146 号）
- ・ 特定胚の取扱いに関する指針(平成 13 年文部科学省告示第 173 号)
- ・ ヒトES細胞の樹立及び分配に関する指針(平成 21 年文部科学省告示第 156 号)
- ・ ヒトES細胞の使用に関する指針(平成 21 年文部科学省告示第 157 号)
- ・ ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針(平成 13 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第 1 号)
- ・ 疫学研究に関する倫理指針(平成 14 年文部科学省・厚生労働省告示第 2 号)
- ・ 遺伝子治療臨床研究に関する指針(平成 14 年文部科学省・厚生労働省告示第 1 号)

- ・ 臨床研究に関する倫理指針(平成 15 年厚生労働省告示第 255 号)
- ・ 手術等で摘出されたヒト組織を用いた研究開発の在り方について(平成 10 年厚生科学審議会答申)
- ・ ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針 (平成 18 年厚生労働省告示第 425 号)
- ・ 医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成 9 年厚生省令第 28 号)
- ・ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成 15 年法律第 97 号)

なお、文部科学省における生命倫理及び安全の確保について、詳しくは下記ホームページ(ライフサイエンスの広場「生命倫理・安全に対する取組」)をご参照ください。

<http://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/index.html>

②人権及び利益の保護への対応

研究開発等の計画上、相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究開発又は調査を含む場合には、人権及び利益の保護の取扱いについて、必ず応募に先立って適切な対応を行ってください。

③安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)

○研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

○日本では、外国為替及び外国貿易法(昭和 24 年法律第 228 号)(以下、「外為法」という)に基づき輸出規制(※)が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、各府省が定める法令・省令・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

(※) 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度(リスト規制)と②リスト規制に該当しない貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合で、一定の要件(用途要件・需用者要件又はインフォーム要件)を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)があります。

○物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者(非居住者)に提供する場合等はその提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

○経済産業省等のホームページで安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは

下記をご覧ください。

- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理（全般）
<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/>
- ・ 経済産業省：安全保障貿易ハンドブック（2012年 第7版）
<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/seminer/shiryo/handbook.pdf>
- ・ 一般財団法人安全保障貿易情報センター
<http://www.cistec.or.jp/index.html>
- ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)
<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/kanri/bouekikanri/daigaku/kibigijyutukanrigaidansu.pdf>

④違反及び不適切な行為に対する措置

上記の注意事項への対応が不十分と見なされる場合、その他何らかの不適切な行為が行われた場合には、採択の取り消し又は研究開発等の中止、研究開発費等の全部又は一部の返還、ならびに事実の公表の措置を取ることがあります。

関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

⑤JST 先端計測分析技術・機器開発プログラムの成果について

先端計測分析技術・機器開発プログラムでは、多くの研究開発ツールが実用化されています。研究開発の推進にあたり、新たに検討する研究開発ツールがありましたらご参照ください。詳しくは <http://www.jst.go.jp/sentan/result/seihin.html> をご覧ください（先端計測のホームページ <http://www.jst.go.jp/sentan/> から）。

研究成果展開事業
【先端計測分析技術・機器開発プログラム】

JSI 独立行政法人 科学技術振興機構
文字サイズ変更 大 中 小
サイト内検索
検索

◀ サイトマップ ▶ 交通アクセス ▶ リンク集 ▶ 新着情報 ▶ お問い合わせ ▶ ENGLISH

プログラムの概要	採択課題	開発成果	開発成果の活用・普及促進	公募案内	評価結果
----------	------	------	--------------	------	------

ここをクリック

※トップ> 先端計測分析技術・機器開発プログラム

開発の成果

- ▶ プレス発表一覧
- ▶ 実用化に至った成果一覧

開発成果の活用・普及促進

- ▶ 実施している研究室HPリンク一覧

採択結果(プレスリリース)

- ▶ 平成24年度(開発成果の活用・普及促進)
- ▶ 平成24年度(放射線計測領域(2次公募)、グリーンイノベーション領域、領域非指定型)
- ▶ 平成24年度(放射線計測領域「実用化タイプ」中期開発型)

本プログラムは、最先端の研究やものづくり現場でのニーズに応えるため、将来の創造的・独創的な研究開発に資する先端計測分析技術・機器及びその周辺システムの研究開発を推進します。

2011年3月11日に発生した東日本大震災で被災された皆様へ、心からお見舞い申し上げます。
東日本大震災に関連したSTIの取組みについて

平成25年度 公募関連情報

2013年09月01日 **NEWS**

平成25年度新規採択課題の公募は、平成25年3月下旬(第6期)の予定です。詳細が決まり次第、当ホームページ等でご案内します。

開発成果

画像/シムプレット
PDF(7.7MB)

成果紹介動画

除染効果が一目でわかる！光ファイバーを用いた放射線測定器(12年度採択型)でモニタリング(2次公募)特集(シリーズ放射線測定)



研究成果展開事業
【先端計測分析技術・機器開発プログラム】 **開発成果**

※トップ> 先端計測分析技術・機器開発プログラム > 開発成果

開発成果

先端計測分析技術・機器開発プログラムでは、既にいくつかの課題から実用的に利用できる成果を輩出しています。実用化した成果は、最先端の研究開発に活用することができ、一部は製品として購入することができます。それぞれの製品の購入については「製品化」の成果を御覧ください。

また、これまで公開してきた成果のうち、実用化に至っていませんが、将来有望な成果を「成果集」として公開しています。最新の成果集については、[こちら](#)を御覧ください。

製品化した成果 **成果集2012**

Copyright ©2013 Japan Science and Technology Agency All rights reserved.

ここをクリック



研究成果展開事業
【先端計測分析技術・機器開発プログラム】 **開発成果**

※トップ> 先端計測分析技術・機器開発プログラム > 開発成果 > 製品化した成果

製品化した成果

先端計測分析技術・機器開発プログラムで製品化された成果の一覧です。それぞれの製品についてのお問い合わせは、各成果の製品情報よりお問い合わせください。

多機能ナノチッププローブ

- 領域: 一般機械
- 開発課題名: 4放射STMの制御および多機能ナノチップ設計の研究
- チームリーダー: 長谷川 修司(東京大学 教授)
- サブリーダー: (なし)
- メーカー名: (株)ユニック
- 製品の紹介(特徴など): 高圧電圧を用いたプローブ、汚染が少なく、かつ鋭い先端を保持し得る電荷制御を用いた、チップおよび白金イリジウム製です。

研究用顕微鏡 Eclipse T1

- 領域: 一般機械
- 開発課題名: 細胞内ナノスケール観察用射出システム
- チームリーダー: 村山 愛子(千葉大学 特任教授)
- サブリーダー: (なし)
- メーカー名: (株)エンスイテック
- 製品の紹介(特徴など): 研究用顕微鏡、本プログラムの開発成果の一部が利用されています。

⑥男女共同参画について

JSTでは、科学技術振興機構の業務に係る男女共同参画推進計画 (<http://www.jst.go.jp/gender/keikaku.html>) を策定し、推進しています。

JSTはダイバーシティを推進しています！

JSTは、平成25年12月1日付けで、ダイバーシティ推進室を新設しました。

JSTのダイバーシティは、多様な人財が互いを尊重しながら最大限の能力を発揮するとともに、それぞれのキャリアと働き方の多様性を重視して推進します。JSTは、ダイバーシティを通じてイノベーションを創出し、未来社会の課題を解決し、我が国の産業競争力強化と心の豊かさの向上に貢献していきます。

また、従来より実施している「出産・子育て等支援制度」についても、制度利用者である研究者の声を踏まえ、制度の見直しを図りながら、研究復帰可能な環境づくりを通じて、我が国のイノベーション創出に寄与します。

新規課題の募集と審査に際しては、多様性の観点も含めて検討していきます。
研究者の皆様、積極的なご応募をいただければ幸いです。

独立行政法人科学技術振興機構 理事長
中村 道治

みなさまからの応募をお待ちしております

多様性は、自分と異なる考えの人を理解し、相手と自分の考えを融合させて、新たな価値を作り出すためにあるという考えのもと、JSTはダイバーシティを推進しています。

JSTのダイバーシティは、女性はもちろんのこと、若手研究者と外国人研究者も対象にしています。一人ひとりが能力を十分に発揮して活躍できるよう、研究者の出産と子育てについて支援を継続し、また委員会等についてもバランスのとれた人員構成となるよう努めます。幅広い人たちが互いに切磋琢磨する環境を目指して、JST職員だけでなく、JST制度を活用されるすべての人々に対してダイバーシティを推進していきます。

みなさまからの積極的な応募をお待ちしております。

独立行政法人科学技術振興機構
人財部ダイバーシティ推進室 渡辺美代子

JSTでは、研究とライフイベント（出産・育児・介護）との両立支援策を実施しています。また、理系女性のロールモデルを公開しています。詳しくはJST男女共同参画ホームページ (<http://www.jst.go.jp/gender/>) をご覧ください。

Ⅶ. 平成 26 年度 戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発） 提案公募 Q&A

（提案者の要件）

Q 年齢制限はありますか。

A 特に年齢制限は設けておりませんが、実施期間を通じて国内の機関等にて研究開発を実施できる体制がとれることが求められます。

（重複応募）

Q JST の他の事業へ既に応募していますが、本領域への応募はできますか。

A 応募は可能です。ただし、JST が運用する全ての競争的資金制度を通じて、研究代表者等や研究参加者等としてプロジェクト（課題）等への参加が複数となった場合には、研究者の-effort に応じて研究開発費の減額や、実施するプロジェクトを 1 件選択していただくなどの調整を行うことがあります。

（応募時の機関の承認）

Q 提案書申請時に所属機関の承認が必要ですか。

A 必要ありません。ただし、採択後には、JST は実施者の所属機関と委託研究契約を締結します。委託研究契約が締結できない場合は研究開発費を使用できませんのでご注意ください。

（海外の機関での実施について）

Q 海外の機関でなければ実施が困難であるとの判断基準とはどのようなものですか。

A 海外での実施を必要とする場合としては、以下のような場合が想定されます。

- ① 必要な設備が日本に無く、海外の機関にしか設置されていない。
- ② その研究機関でしか実施できない調査・研究がある。
- ③ 研究材料やデータがその研究機関あるいはその場所ではしか入手できず、日本へ持ち運ぶことができない。

（面接選考会）

Q 面接選考会はいつ頃行われる予定ですか。

A 平成 26 年 10 月 21 日（火）を予定しています。面接対象者には別途、詳細をお知らせいたします。

Q 面接選考会の日の都合がつかない場合、面接選考の日程を変更することはできますか。また、面接者をグループリーダーなどの研究代表者以外の者としても問題ないでしょうか。

A 多くの評価者の日程を調整した結果決定した日程ですので、日程の再調整はできません。ご了承ください。また、面接者は研究代表者とし、代理面接は不可とします。

(研究開発費の根拠について)

Q 研究開発提案書に、研究開発費の積算根拠を記載する必要はありますか。

A 必要ありません。面接選考の対象となった方には、機関毎の研究開発費の詳細等を含む補足説明資料の作成を別途していただく予定です。

(研究開発費の記載について)

Q 提案書に記載する「研究開発プロジェクトの規模」「研究開発費の見込み」には、委託研究契約を締結した場合に機関に支払われる間接経費も含む金額を記載するのですか。

A 間接経費は含めません。直接経費のみを記載してください。

Q プログラムの作成などの業務を外部企業等へ外注することは可能ですか。

A プロジェクトを推進する上で必要な場合には外注が可能です。ただしその場合の外注は、研究開発要素を含まない「請負契約」によるものであることが前提です。

(間接経費について)

Q 間接経費は、どのような使途に支出できるのですか。

A 間接経費は、本事業に採択されたプロジェクトに参加する研究者等の研究環境の改善や、研究開発実施機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費に対して、研究開発実施機関が充当するための資金です。間接経費の主な使途として、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」(平成 21 年 3 月 27 日改正 競争的資金に関する関係府省連絡申し合わせ)で、以下のように例示されています。

1) 管理部門に係る経費

- －管理施設・設備の整備、維持及び運営経費
- －管理事務の必要経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費 等

2) 研究部門に係る経費

- －共通的に使用される物品等に係る経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

- －当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費

研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

- －特許関連経費

- －研究棟の整備、維持及び運営経費

- －実験動物管理施設の整備、維持及び運営経費

- －研究者交流施設の整備、維持及び運営経費

- －設備の整備、維持及び運営経費

- －ネットワークの整備、維持及び運営経費
- －大型計算機（スパコンを含む）の整備、維持及び運営経費
- －大型計算機棟の整備、維持及び運営経費
- －図書館の整備、維持及び運営経費
- －ほ場の整備、維持及び運営経費 等

3) その他の関連する事業部門に係る経費

- －研究成果展開事業に係る経費
 - －広報事業に係る経費 等
- 上記以外であっても、競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費などで、研究機関の長が必要な経費と判断した場合、執行することは可能です。なお、直接経費として充当すべきものは対象外とします。

(採択後の異動について)

Q 研究開発実施中に研究代表者の人事異動（昇格・所属機関の異動等）が発生した場合も研究開発を継続できますか。

A 異動先において、当該研究開発が支障なく継続できるという条件で継続は可能です。

(再委託について)

Q JST と実施者が所属する機関との研究契約は、研究代表者の所属機関を介した「再委託」（注）の形式をとるのですか。

(注) 研究契約における「再委託」とは、JST が研究代表者の所属する機関とのみ研究契約を締結し、その代表者の所属機関と共同研究開発実施者の所属機関が研究契約を締結する形式のこと。

A 本事業では研究契約において「再委託」の形式はとっておりません。研究代表者を中心に、研究開発プロジェクトに取り組む人々と研究者らが協働するチームを編成していただきますが、研究契約は、JST が各機関と個別に研究契約を締結します。

(その他)

Q 昨年度の採択プロジェクトや応募状況について教えてください。

A 下記ホームページをご覧ください。

- ・ 科学技術振興機構

<http://www.jst.go.jp/pr/info/info988/index.html>

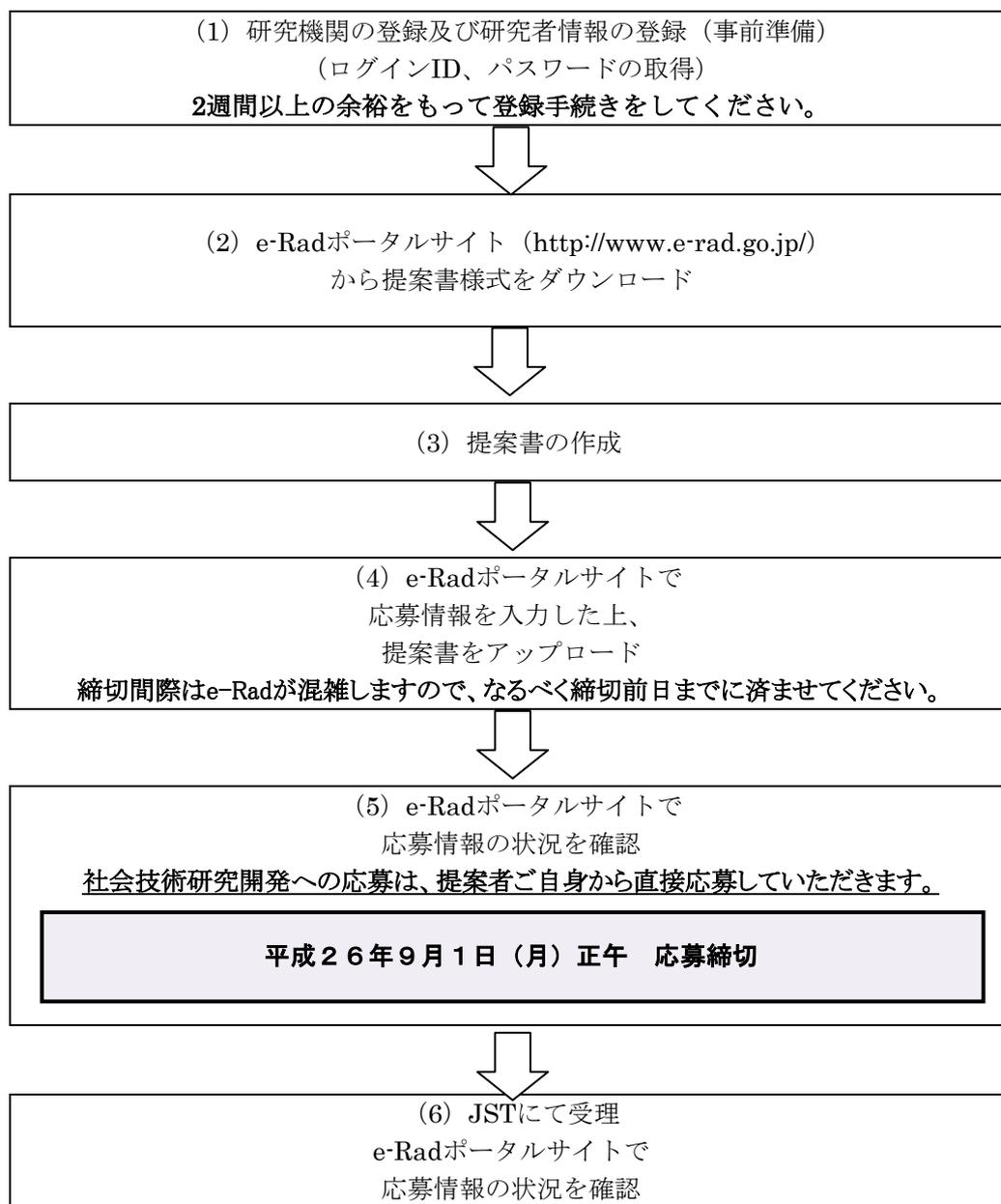
- ・ 社会技術研究開発センター 提案募集

<http://www.ristex.jp/examin/suggestion.html>

Ⅷ. 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募について

1. e-Radによる応募

戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）の応募は、e-Radを通じて行っていただきます。e-Radを利用した応募の流れは下図の通りです。



府省共通研究開発管理システム（e-Rad）とは：

各府省が所管する競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセス（応募受付→審査→採択→採択課題管理→成果報告等）をオンライン化する府省横断的なシステムです。「e-Rad」とは、Research and Development（科学技術のための研究開発）の頭文字に、Electric（電子）の頭文字を冠したものです。

2. 利用可能時間帯、問い合わせ先

(1) e-Radの利用可能時間帯

(月～日) 0:00 ～ 24:00 (24時間 365日稼働)

ただし、上記利用可能時間帯であっても保守・点検を行う場合、運用停止を行うことがあります。運用停止を行う場合は、ポータルサイトにて予め告知されます。

(2) 問い合わせ先

制度に関する問い合わせはJSTにて、e-Radの操作方法に関する問い合わせは、e-Radヘルプデスクにて受け付けます。連絡先は4ページをご参照ください。

3. e-Radを利用した応募書類の作成・提出等

e-Rad の操作方法に関するマニュアルは、ポータルサイト (<http://www.e-rad.go.jp/>) から参照又はダウンロードすることができます。利用規約に同意の上、応募してください。

(1) e-Rad 使用にあたる事前登録

e-Rad の使用にあたっては、研究機関及び研究者の事前登録が必要となります。

すでに登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

① 研究機関の登録

- ・ 本領域に応募する提案者が所属する機関は、応募時までに研究機関としてe-Radに登録されている必要があります。
- ・ 研究機関で1名、e-Radに関する事務代表者を決めていただき、事務代表者はポータルサイトより研究機関登録様式をダウンロードして、登録申請を行ってください。**登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。**なお、一度登録が完了すれば、他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、既に他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は、再度登録する必要はありません。

② 研究者情報の登録

- ・ 「戦略的創造研究推進事業 (社会技術研究開発)」の研究代表者として本領域に応募する実施者は、研究者情報をe-Radに登録し、e-RadのログインID、パスワードを取得しておく必要があります。(研究代表者以外の主たる実施者は、応募の際にはe-RadのログインID、パスワードは不要です。ただし、採択時までには取得していただく必要があります。)ポータルサイトに掲載されている研究機関向け操作マニュアルを参照してください。
- ・ 機関に所属している提案者の情報は、所属機関の事務担当者が登録します。なお、過去に文部科学省の科学研究費補助金制度で登録されていた研究者情報は、すでにe-Radに登録されています。科学研究費補助金制度で登録されたことがあるがe-Radを利用したことがない場合、研究者番号等を確認の上、所属情報の追加を行ってください。

③ 個人情報の取扱い

- ・ 応募書類等に含まれる個人情報は、不合理な重複や過度の集中の排除のため、他府省・独立行政法人を含む他の研究資金制度・事業の業務においても必要な範囲で利用（データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む）する他、e-Radを経由し、内閣府の「政府研究開発データベース」へ提供します。

(2) 提案書の作成

研究提案書の作成に際しては、応募されるプログラムの募集要項をよくご確認ください。また、システムへの応募情報入力にあたっては、ポータルサイトに掲載されている研究者用マニュアルを参照してください。

- ・ 電子媒体に貼り付ける画像ファイルの種類は「GIF」「BMP」「PNG」形式のみとしてください。それ以外の画像データを貼り付けた場合、正しくPDF形式に変換されません。画像データの貼り付け方については、研究者向け操作マニュアルを参照してください。
- ・ e-Rad へ提出いただく提案書電子ファイルの**最大容量は1ファイルで5MB**です。
- ・ 電子媒体の様式は、アップロードを行う前にPDF変換を行う必要があります。PDF変換はログイン後のメニューから行ってください。また、同じくメニューから変換ソフトをダウンロードし、お使いのパソコンへインストールしてお使いいただくことも出来ます。外字や特殊文字等を使用した場合、文字化けする可能性がありますので、変換されたPDFファイルの内容をシステムで必ず確認してください。利用可能な文字に関しては、e-Rad ポータルサイトより研究者向け操作マニュアルを参照してください。
- ・ 提出締切日までにシステムの「応募課題管理」画面の「申請進行ステータス」が「配分機関処理中」となっていない申請は無効となります。正しく操作しているにも関わらず、提出締切日までに「配分機関処理中」にならなかった場合は、【募集担当E-mail : boshu@ristex.jp】まで連絡してください。
- ・ 応募書類に不備等がある場合は、審査対象とはなりませんので、募集要項及び応募書類作成要領を熟読のうえ、注意して記入してください。（応募書類のフォーマットは変更しないでください。）応募書類の差し替えは固くお断りいたします。また、応募書類の返却は致しません。
- ・ e-Radにて提出いただく提案書の電子ファイルにはパスワードを設定しないでください。また、「Word」については、変更履歴を削除してください。

(3) e-Rad ポータルサイトでの応募情報の入力と提案書の提出

① 「公募選択」

「公募中の公募一覧」から、本公募を選んでください。公募名を確認して、「応募情報入力」を選んでください。



② 「代表者情報確認」

8個のタブ(見出し)が画面に表示されます。そのうち、「代表者情報確認」「共通項目」「個別項目」「応募時予算額」「研究組織情報」の6つのタブで開かれる画面での入力等をお願いします。



- ・提案書に記載した研究開発課題名(プロジェクト名)を記入してください。
- ・複数の研究機関所属をお持ちの場合、今回の応募の主体となる機関を選択してください。

③ 「共通項目」

必須事項を記入・選択してください。

「研究目的」および「研究概要」は、一文で簡潔に記載してください。

研究分野の細目名は、右の検索をクリックすると開くウインドウで選んでください。

応募情報登録

一時保存 確認 以前の課題をコピーする 入力チェック 提案書プレビュー 閉じる

公募年度 / 公募名 2014年度 / コミュニティがつなぐ安全・安心な都市・地域の創造(H26)

課題ID / 研究開発課題名(必須) xxxxxxxx / xxxxxxxx

代表者情報確認	共通項目	個別項目	応募時予算額	研究組織情報
応募・受入状況	添付ファイルの指定	研究組織内連絡欄		

研究期間(必須) (開始) []年度 ~ (終了) []年度 [最短研究期間: 1年 最長研究期間: 4年]

※「細目名」を変更した場合、登録していた「キーワード」はすべてクリアされます。

研究分野(主)

細目名(必須) [検索] [クリア]

キーワード1(必須) 未選択
 キーワード2 未選択
 キーワード3 未選択
 キーワード4 未選択
 キーワード5 未選択
 その他キーワード1
 その他キーワード2

研究分野(副)

細目名(必須) [検索] [クリア]

キーワード1(必須) 未選択
 キーワード2 未選択
 キーワード3 未選択
 キーワード4 未選択
 キーワード5 未選択
 その他キーワード1
 その他キーワード2

研究目的(必須) あと1000文字

※1000文字以内(改行、スペース含む)で入力してください。なお、改行は1文字分でカウントされます。
 [入力文字チェック]

研究概要(必須) あと1000文字

※1000文字以内(改行、スペース含む)で入力してください。なお、改行は1文字分でカウントされます。
 [入力文字チェック]

細目検索 [閉じる]

この画面では、細目情報の検索を行います。
 ・検索結果の「選択」ボタンをクリックすることで、対象の細目情報を選択して元の画面へ戻ります。
 ・「閉じる」リンクをクリックすると、細目情報の選択を行わずに元の画面へ戻ります。

【検索条件】

分野 []
 分科 []
 細目 [] [部分一致]

情報学
 理学
 複合領域
 総合人文社会
 人文学
 社会科学
 総合理工
 数物系科学
 化学
 工学
 総合生物
 生物学

細目検索 [閉じる]

この画面では、細目情報の検索を行います。
 ・検索結果の「選択」ボタンをクリックすることで、対象の細目情報を選択して元の画面へ戻ります。
 ・「閉じる」リンクをクリックすると、細目情報の選択を行わずに元の画面へ戻ります。

【検索条件】

分野 社会科学
 分科 社会学
 細目 [] [部分一致]

[検索] [検索条件クリア]

1-2/2表示中

選択	分野	分科	細目
<input checked="" type="checkbox"/>	社会科学	社会学	社会学
<input checked="" type="checkbox"/>	社会科学	社会学	社会福祉学

分野、分科をプルダウンで選び、下の検索ボタンを押すと細目の候補が表示されますので、選択してください。

④ 「個別項目」

研究代表者については、ご連絡のとれる住所、電話、E-mail アドレスを記載してください。

「研究代表者連絡先 機関名・所属名・建物名等」の欄には、郵便物を受け取るのに必要な、住所以外の情報をすべて記載してください。該当する情報がない場合は、「なし」と記載してください。

グループリーダーについては、提案書記載の研究代表者を除くグループリーダーについて記載してください。提案書記載の研究代表者を除くグループリーダーが6名を超える場合、5名まで記載してください。

応募情報登録 一時保存 確認 以前の課題をコピーする 入力チェック 提案書プレビュー 閉じる				
公募年度 / 公募名	2014年度 / コミュニティがつなく安全・安心な都市・地域の創造(H26)			
課題ID / 研究開発課題名(必須)	XXXXXXXX / XXXXXXXX			
代表者情報確認	共通項目	個別項目	応募時予算額	研究組織情報
応募・受入状況	添付ファイルの指定	研究組織内連絡欄		

研究代表者所属区分(必須)	<input type="radio"/> NPO <input type="radio"/> 企業 <input type="radio"/> 高専 <input type="radio"/> 私大 <input type="radio"/> 公大 <input type="radio"/> 国大 <input type="radio"/> 独法 <input type="radio"/> 国研 <input type="radio"/> 特殊 <input type="radio"/> 公共団体 <input type="radio"/> 公益 <input type="radio"/> その他
研究代表者連絡先区分(必須)	<input type="radio"/> 勤務先 <input type="radio"/> その他
研究代表者連絡先郵便番号(半角)(必須)	<input type="text"/>
研究代表者連絡先住所(必須)	<input type="text"/>
研究代表者連絡先 機関名・所属名・建物名等	<input type="text"/>
研究代表者連絡先電話番号(半角)(必須)	<input type="text"/>
研究代表者連絡先E-mailアドレス(半角)(必須)	<input type="text"/>
グループリーダー1 氏名	<input type="text"/>
グループリーダー1 所属機関 部署 役職	<input type="text"/>
グループリーダー2 氏名	<input type="text"/>
グループリーダー2 所属機関 部署 役職	<input type="text"/>
グループリーダー3 氏名	<input type="text"/>

⑤ 「応募時予算額」

応募時の予算額を記載してください

直接経費、間接経費とも2014年度から2017年度に予定する額を記載してください。

間接経費は直接経費の30%以内です。

応募情報登録 一時保存 確認 以前の課題をコピーする 入力チェック 提案書プレビュー 閉じる				
公募年度 / 公募名	2014年度 / コミュニティがつなく安全・安心な都市・地域の創造(H26)			
課題ID / 研究開発課題名(必須)	XXXXXXXX / XXXXXXXX			
代表者情報確認	共通項目	個別項目	応募時予算額	研究組織情報
応募・受入状況	添付ファイルの指定	研究組織内連絡欄		

(単位:千円)

直接経費	上限	<input type="text"/>	(設定なし)
	下限	<input type="text"/>	(設定なし)
間接経費	上限	<input type="text"/>	0(直接経費の30%)
	下限	<input type="text"/>	-

※ 間接経費は、直接経費の一定パーセントを上限として登録できます。

(単位:千円)

		2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	合計
直接経費	直接経費(必須)	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	0
	小計	0	0	0	0	0
間接経費	間接経費(必須)	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	0
合計		0	0	0	0	0

⑥ 「研究組織情報登録」

研究代表者の方についてのみ、必須欄を記入してください。欄の追加はしないでください。

応募情報登録

一時保存 確認 以前の課題をコピーする

入力チェック 提案書プレビュー 閉じる

代表者情報確認	共通項目	個別項目	応募時予算額	研究組織情報
応募・受入状況	添付ファイルの指定	研究組織内連絡欄		

研究組織メンバへの公開(必須) 公開しない 公開する

※「公開する」を選択して一時保存を行うと、設定された閲覧・編集権限に従って以下の研究組織のメンバが本申請の内容を閲覧・編集できるようになります。
一度公開すると「公開しない」状態へ戻すことはできませんが、個別の編集・閲覧権限の変更は可能です。

(単位:千円)

応募時予算額	初年度予算額	このタブでの入力額	差額(未入力額)
直接経費	0	0	0
間接経費	0	0	0

※「差額(未入力額)」とは、以下の計算式から算出されます。提出時には「0」となっている必要があります。
差額(未入力額)=初年度予算額-このタブでの入力額

上へ移動 下へ移動 削除

選択	研究者検索	最新情報への更新	役割	研究者番号	研究機関	機関(必須)	部門	専門分野(必須)	学位	直接経費(千円)(必須)	間接経費(千円)(必須)	エフォート(%) (必須)	閲覧・編集権限
				XXXXXXXX	○○機関								
			研究者	(姓)○○ (名)○○○	○○○○部			○○学位					
			代表者	(姓)△△△△ (名)△△△△	○○クラス								
				○○長									

追加

上へ移動 下へ移動 削除

⑦ 「添付ファイルの指定」

記入した提案書の pdf ファイルをアップロードしてください。

e-Rad のシステムで pdf ファイルを作る場合は、e-Rad の操作マニュアルを確認してください。

http://www.e-rad.go.jp/kenkyu/doc/06_02_03.pdf

応募情報登録

一時保存 確認 以前の課題をコピーする

入力チェック 提案書プレビュー 閉じる

代表者情報確認	共通項目	個別項目	応募時予算額	研究組織情報
応募・受入状況	添付ファイルの指定	研究組織内連絡欄		

応募情報登録・修正前にファイルのアップロードが必要です。

名称	形式	サイズ	ファイル名	処理
応募情報ファイル(必須)	[pdf]	SMB		参照... クリア 削除

アップロード

すべてのタブ上での記入・登録・アップロードが済みましたら、左上の「確認」をクリックしてください。

ホーム ログアウト

応募情報登録

一時保存 確認 以前の課題を

公募年度 / 公募名

課題ID / 研究開発課題名(必須)

確認画面で確認したら、以下の画面の通り、実行をクリックすると提出完了です。



⑧ 「応募状況の確認」

「応募状況一覧」のページにて、「配分機関」「処理中」に1が付いていることを確認してください。

公募名	締切日	申請者		研究機関		配分機関			総応募数
		一時保存	処理中	処理中	処理中	取下	不受理	受理	
研究者承諾必要公募7	2013/12/31 00:00	0	0	1	0	0	0	0	0
研究者公募11	2013/12/31 00:00	0	1	2	1	0	0	0	0
研究者単位公募1.2	2013/12/31 00:00	1	0	0	1	0	0	2	2
公募名A(研究者)	2012/12/31 22:00	1	0	0	0	0	0	0	0
公募a	2012/12/31 22:00	1	0	0	0	0	0	0	0
公募O	2012/12/31 20:00	5	0	0	0	0	0	1	1

応募締切日より一週間以内に JST による受理作業を行います。受理されると 1 が「受理」に移ります。JST から文書、メール等による受理通知は行いません。

その他、e-Rad の一般的な操作方法については、必要に応じて、e-Rad の操作マニュアル（下記 URL 参照）を確認してください。

<http://www.e-rad.go.jp/kenkyu/manual/index.html>

(応募締切日時)

平成26年9月1日(月)正午 厳守

IX. 提案書の記載要領

次ページ以降を参考にして、研究開発プロジェクトの提案書の作成をお願いします。

※ 様式1～9について、もれなく記載してください。

記載不備の場合は、審査対象とならない可能性があります。

※ 文字のサイズやレイアウト等については、評価者の読みやすいものとなるよう配慮してください。

**戦略的創造研究推進事業(社会技術研究開発)
研究開発プロジェクト提案書**

プログラム	持続可能な多世代共創社会のデザイン		
課題名 (プロジェクト名)	副題はつけないでください。		
研究開発期間	3年	総研究開発費	※(単位:百万円、 小数点以下第1位まで。)

※数百万～30百万円/年程度で記載のこと。

フリガナ 研究代表者氏名			生年月日(西暦)	19 年 月 日 (歳) (2014年4月1日現在)
所属機関	所在地	〒 Tel: Fax: E-mail:		
	機関名			
	部署名		役職名	
連絡先	所属機関 ・ その他 (通常連絡を受ける場所を○で囲んでください)			
	※その他の場合には、下記にその連絡先を記載してください。 〒 Tel: Fax: E-mail:			
	※緊急の連絡をする場合もありますので、差し支えなければ記載してください。 自宅 Tel: 携帯 Tel:			
研究者番号				

この文章を含め、斜体で記載してある説明部分は作成時に削除してください。

【様式1】 研究開発プロジェクトの要旨

研究開発期間	3 年	総研究開発費	百万円
課題名 (プロジェクト名)			
所属機関		所属部署	
氏名		役職	
研究内容 キーワード	研究内容を端的に表すキーワードを <u>3~5 つ以内</u> で自由に記載してください。		
研究実施 対象となる 都市・地域			

【研究開発プロジェクトの要旨】

【様式1】全体としてA4用紙1ページで、全体構想を分かりやすく簡潔に記載してください。

■達成目標

400字以内で、中・長期的な目標および本プロジェクト期間内に達成する目標を簡潔に記述してください。
例)○○○(中・長期的目標)に向けて、本プロジェクトで○○を開発する。

■構想の概要

「研究開発プロジェクトの構想」(様式3)の要点を簡潔に記述してください。どのような問題を扱い、どう解決しようとしているのか、提案者自らの研究開発の構想を中心に、背景や成果の社会実装・普及に向けた展望等も含めて明確に記述してください。

【様式2】研究開発プロジェクトの実施体制

－実施体制の構成図－

※ 研究開発グループの構成・役割が簡単に分かるように、研究開発の項目を単位として **A4 用紙1枚** に図示してください。研究開発実施者以外の協力者がいる場合には、協力者との関係も記載してください。

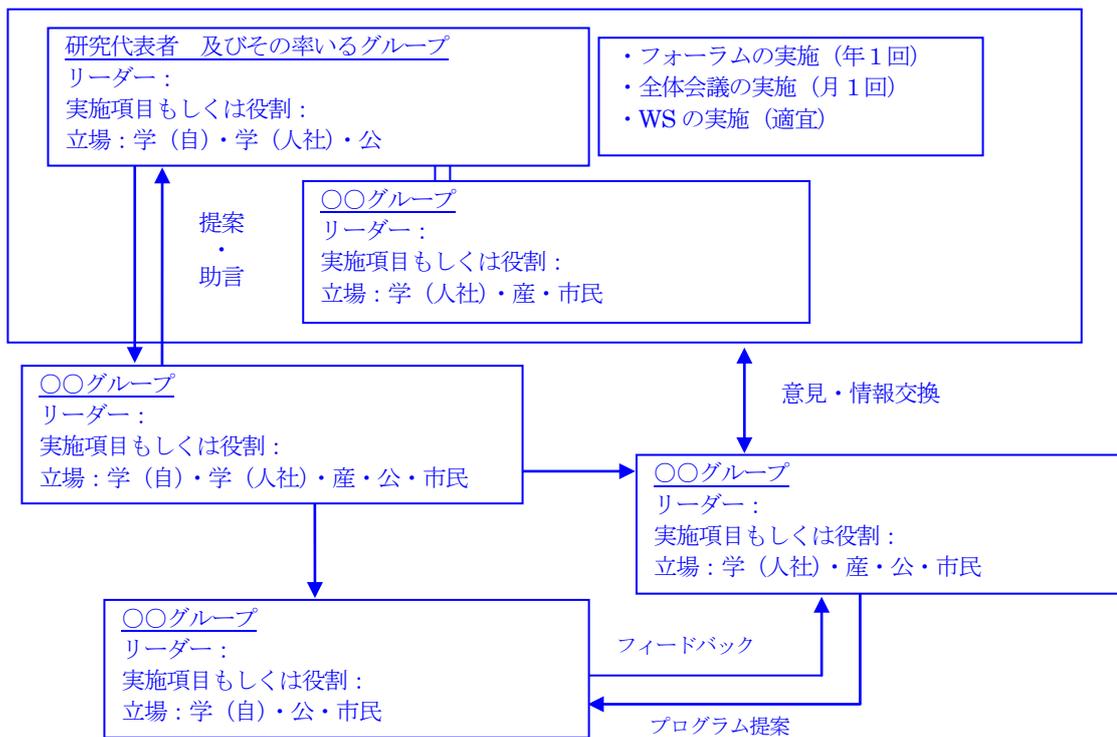
※ 各グループの分担する研究開発の項目のほか、それぞれのグループでリーダーとして中心的な役割を果たす方の氏名を記載してください。

※ 「立場」は専門分野や所属学科等ではなく、それぞれのグループにどのような立場の研究開発実施者が属するのかを、以下の内から選び記載してください。

- | | |
|--------------------------|-----------------|
| 企業等の産業界 | → <u>産</u> |
| 大学等研究機関:自然科学系(医学・工学等含む) | → <u>学(自)</u> |
| 大学等研究機関:人文・社会科学系 | → <u>学(人社)</u> |
| 大学等研究機関:自然科学と人文・社会学にまたがる | → <u>学(自/人)</u> |
| 自治体等の行政機関や司法機関等 | → <u>公</u> |
| NPO、NGO、自治会等 | → <u>市民</u> |

※ 研究代表者がグループのリーダーを兼ねても結構です。

<例>



研究開発に協力する関与者（協力者）

氏名	所属	役職 (または組織名)	本提案の研究開発への協力内容
△△市役所	△△部長		〇〇〇〇実施の助言、協力
〇〇町内会			〇〇実施の協力
〇〇 〇〇	△△大学△△学部	教授	〇〇〇検討委員会 外部専門家

【様式3】 研究開発プロジェクトの構想

※ 提案書は、募集要項の「Ⅱ. 募集・選考にあたって本領域が求めるもの」、「Ⅲ. 研究開発領域の概要」、「Ⅳ. 選考及び採択」の内容を踏まえて作成してください。

※ 評価者が理解しやすいように記載してください。必要に応じて図や表も用いてください。

※ 1-1. ~ 2-3. までで **A4用紙 10枚以内** とします。

1. 研究開発プロジェクトの計画

1-1. 研究開発プロジェクトが解決すべき問題およびその必要性

※ 本構想の対象となる都市・地域において、持続可能な多世代共創社会を実現するために解決すべき具体的な問題を客観的な根拠に基づいて提示してください。また、これまでの類似の取り組みや政策・施策、研究等の動向を整理した上で、本研究開発プロジェクトで取り組む必要性を記載してください。

1-2. 研究開発プロジェクトが目指す持続可能な社会のビジョンおよびそれを実現するための移行プロセス

※ 持続可能な社会のビジョンを記載するにあたっては特に、どのような問題や価値観を多面的にとらえようとしているのか、「持続可能性」と「多世代共創」をどのように考えているのかが分かるよう、記載してください。

また、その社会のビジョンを実現するためにはどのようなステップが必要か、市民や地域の変化も含めて、その道筋を記載してください。文章でなく、図でも構いません。

1-3. 研究開発プロジェクトが目指す目標および成果

※ プロジェクトが中・長期的に目指す目標と、本プロジェクトの期間内に達成しようとする目標・成果について、具体的に記載してください。

また、本プロジェクトの期間内に達成しようとする目標・成果について、定性的・定量的なものを含めて、簡潔に記載してください。

1-4. 研究開発プロジェクトの具体的な内容と計画

(1) 研究開発プロジェクトの実施内容、マイルストーン

※ 研究開発プロジェクトの実施内容がわかるように、プロジェクトが目指す成果に向けて、どのような対象者(人数、属性等)と、どのような方法で、何をするのかを具体的に記載してください。その際、(2)スケジュールに記載する実施項目および、各実施項目間の関係性が分かるように記載してください。また、各実施項目におけるマイルストーン(いつまでに何を達成するのか、目標達成に向けて節目となる行程や指標)を記載してください。

(2) 研究開発プロジェクトのスケジュール

※ 研究開発プロジェクトの主なスケジュールを記載してください。実施項目は(1)の内容に従って記載してください。内容に応じて編集してください。

<記載例>

実施項目	平成26年度 (H26.11～ H27.3)	平成27年度 (H27.4～ H28.3)	平成28年度 (H28.4～ H29.3)	平成29年度 (H29.4～ H29.10)
地域の問題点・ニーズの深掘調査	←→			
〇〇モデルの構築	←→	→		
データの取得・解析	←→	→	←→	
〇〇手法の開発		←→	→	
社会実験の実施・検証		←→	→	
法制度的検討・政策提言				←→
成果の実装に向けた仕組みづくり			←→	→

(3) 分野横断的な知見の活用および取り組みや成果の一般化・体系化

※ 研究開発プロジェクトにて自然科学(工学・医学等を含む)と人文・社会科学の双方にまたがる分野横断的な知見をどのように活用するのか、また、成果を社会実装するために、どのように一般化・体系化するのかを記載してください。

(4) 研究開発プロジェクトを実施する上での課題と対応

※ 研究開発プロジェクトを実施する上で克服すべき課題を明確にし、それらに対応するための具体的な方法を記載してください。

1-5. 研究開発プロジェクト実施の準備状況

(1) 研究開発プロジェクトと関連するこれまでの研究開発や取り組みの経緯と成果

※ 提案者自身(必要に応じて本研究開発プロジェクトの参加者)のこれまでの研究開発の取り組みの内、本研究開発プロジェクトの準備として有効なもの経緯および成果と、本プロジェクトにおけるそれらの活用方法について記載してください。

(2) 研究開発実施者間および、問題解決に取り組む人々と研究開発実施者との連携体制

※ 現時点での研究開発実施者間および、研究開発実施者と地域で問題解決に取り組む人々との関係性の構築状況、今後の見込みについて記述してください。

(3) その他の予備的な知見やデータ

※ その他予備的な知見やデータがあれば記載してください。

1-6. 研究開発プロジェクトを実施する上での人権の保護および法令遵守への対応

※ 研究開発を実施するにあたり、相手方の同意を必要とするものや、個人情報を取り扱う研究、倫理審査や安全対策が必要なる研究等が想定される場合には、どのような対応を行う予定か、すでに対応を行っている場合にはその状況について記載してください。

2. 研究開発プロジェクトの成果の活用・展開と将来展望

2-1. 成果の他地域への実装・普及への展望

※ 本研究開発プロジェクトの成果が将来的に他の都市・地域へ展開可能であるか、また広く社会一般に活用され普及するものであるか等、成果の社会実装の具体的な展望・見込みを記載してください。

2-2. 社会への波及効果

※ 本研究開発プロジェクトを端緒として、間接的に社会に及ぼす様々な波及効果について記載してください。

2-3. 学術・研究分野への波及効果

※ 本研究開発プロジェクトを端緒として期待される学術・研究分野への波及効果について記載してください。

【様式4】 研究開発プロジェクトの実施体制(2)

ーグループごとの実施者と実施項目の概要ー

1. 研究代表者およびその率いるグループ

1-1. 実施項目・位置づけ

(1) 実施項目

※ 様式3、1-4(2)のスケジュールに記載した実施項目の中から記載してください。

(2) 研究開発プロジェクトにおける本グループの位置づけ

※ 当該グループが、研究開発プロジェクト全体の中でどのように位置づけられるのか、その役割を記載してください。また、複数グループがある場合には他グループとの関係性を簡潔に説明してください。

1-2. 体制

(1) 研究開発プロジェクトの実施者

<記載例>

氏名	所属	役職(身分)	エフォート	役割	立場
研究代表者 〇〇 〇〇	〇〇大学〇〇学部	教授	〇〇%	統括／〇〇の方法論の構築、評価	学(人社)
〇〇 〇〇	〇〇市役所〇〇課	課長		地域との調整 〇〇の技術面での評価	公
研究員 〇名					

※ 実施者は実際に研究開発を行う人であり、協力者とは異なります。

※ 実施者は複数のグループに所属することができます。

※ エフォートは研究代表者及びグループのリーダーとなる方のみ記載してください。

※ エフォートには、実施者の年間の全仕事時間を100%とした場合、そのうち当該研究開発プロジェクトの実施に必要となる時間の配分率(%)を記載してください。

※ 「立場」は専門分野や所属学科等ではなく、以下の内から選び記載してください。

企業等の産業界

→ 産

大学等研究機関:自然科学系(医学・工学等含む)

→ 学(自)

大学等研究機関:人文・社会科学系

→ 学(人社)

大学等研究機関:自然科学と人文・社会学にまたがる

→ 学(自/人)

自治体等の行政機関や司法機関等

→ 公

NPO、NGO、自治会等

→ 市民

※ 実施者のうち、提案時に氏名が確定していない場合は「研究員 〇名」「アルバイト 〇名」といった記載でも構いません。

※ 実施者の行は必要に応じて追加してください。

(2) グループへの協力者

※ 研究開発プロジェクトの実施において、協力を得ることが了解されている人や団体がすでにある場合に記載してください。

※ 研究開発プロジェクトの実施者との間での、これまでの協力関係の有無を記載してください。

<記載例>

氏名 所属 役職 (又は組織名)	本研究開発プロジェクトへの協力内容	これまでの協力関係の有無
〇〇町内会	〇〇実施の協力	有
〇〇 〇〇 △△会社△△部長	データ提供	無
△△市役所 △△部	〇〇に関する助言、連携調整	無
〇〇 〇〇 △△大学△△学部教授	〇〇に関する助言、協力	有

2. OOOOグループ

※ 研究開発プロジェクトの項目ごとのグループで記載してください。

※ 以下同様に、複数グループで研究開発プロジェクトを実施する場合には、このフォーマットを適宜増やしてください。

2-1. 実施項目・位置づけ

(1) 実施項目

※ 様式3、1-4(2)のスケジュールに記載した実施項目の中から記載してください。

(2) 研究開発プロジェクトにおける本グループの位置づけ

※ 当該グループが、研究開発プロジェクト全体の中でどのように位置づけられるのか、その役割を記載してください。また、複数グループがある場合には他グループとの関係性を簡潔に説明してください。

2-2. 体制

(1) 研究開発プロジェクトの実施者

<記載例>

氏名	所属	役職(身分)	エフォート	役割	立場
〇〇 〇〇	〇〇大学〇〇学部	教授	〇〇%	統括／〇〇の方法論の構築、評価	学(人社)
〇〇 〇〇	〇〇市役所〇〇課	課長		地域との調整 〇〇の技術面での評価	公
研究員 〇名					

※ 実施者は実際に研究開発を行う人であり、協力者とは異なります。

※ 実施者は複数のグループに所属することができます。

※ エフォートは研究代表者及びグループのリーダーとなる方のみ記載してください。

※ エフォートには、実施者の年間の全仕事時間を100%とした場合、そのうち当該研究開発プロジェクトの実施に必要となる時間の配分率(%)を記載してください。

※ 「立場」は専門分野や所属学科等ではなく、以下の内から選び記載してください。

企業等の産業界	→ 産
大学等研究機関:自然科学系(医学・工学等含む)	→ 学(自)
大学等研究機関:人文・社会科学系	→ 学(人社)
大学等研究機関:自然科学と人文・社会学にまたがる	→ 学(自/人)
自治体等の行政機関や司法機関等	→ 公
NPO、NGO、自治会等	→ 市民

※ 実施者のうち、提案時に氏名が確定していない場合は「研究員 〇名」「アルバイト 〇名」といった記載でも構いません。

※ 実施者の行は必要に応じて追加してください。

(2) グループへの協力者

※ 研究開発プロジェクトの実施において、協力を得ることが了解されている人や団体がすでにある場合に記載してください。

※ 研究開発プロジェクトの実施者との間での、これまでの協力関係の有無を記載してください。

<記載例>

氏名 所属 役職 (又は組織名)	本研究開発プロジェクトへの協力内容	これまでの協力関係の有無
〇〇町内会	〇〇実施の協力	有
〇〇 〇〇 △△会社△△部長	データ提供	無
△△市役所 △△部	〇〇に関する助言、連携調整	無
〇〇 〇〇 △△大学△△学部教授	〇〇に関する助言、協力	有

【様式5】 関連する取り組みリスト(研究代表者)

※A4用紙1枚でまとめてください。

氏名	
	<p>〈経歴〉</p> <p>※ 学歴や職歴、取り組みや研究開発の内容について簡単に記載してください。</p>
	<p>〈主要な実績〉</p> <p>※ 近年実施した取り組み、著書、学术论文、雑誌・新聞投稿記事等の成果のうちこの提案内容に関連するもの5件以内を選んで、現在から順に実施・発表年次を過去に遡って記入してください。研究代表者本人が代表者・筆頭著者のものについては頭に*印を付けてください。</p> <p>< 著書・学术论文等の成果の場合 > (著者(著者は全て記入してください。)、発表論文名、掲載誌、巻号、ページ、発表年)</p> <p>< 取り組みの成果の場合 > (実施主体、取り組みの概要、実施した場所、実施期間、成果 等を記載してください。)</p>
	<p>〈RISTEX における研究開発への参画経験〉</p> <p>※ 過去に社会技術研究開発センターにおける研究開発への参画経験があれば、領域ないしプログラム名、プロジェクト名、当時の研究代表者名を記載し、自身がどのような役割を担っていたのかを簡潔に記載してください。</p>

【様式6】 関連する取り組みリスト(グループリーダー)

※一人につきA4用紙1枚以内でまとめてください。

氏名	
	<p>〈経歴〉</p> <p>※ 学歴や職歴、取り組みや研究開発の内容について簡単に記載してください。</p>
	<p>〈主要な実績〉</p> <p>※ 近年実施した取り組み、著書、学術論文、雑誌・新聞投稿記事等の成果のうちこの提案内容に関連するもの5件以内を選んで、現在から順に実施・発表年次を過去に遡って記入してください。研究代表者本人が代表者・筆頭著者のものについては頭に*印を付けてください。</p> <p>＜著書・学術論文等の成果の場合＞ (著者(著者は全て記入してください。)、発表論文名、掲載誌、巻号、ページ、発表年)</p> <p>＜取り組みの成果の場合＞ (実施主体、取り組みの概要、実施した場所、実施期間、成果 等を記載してください。)</p>
	<p>〈RISTEXにおける研究開発への参画経験〉</p> <p>※ 過去に社会技術研究開発センターにおける研究開発への参画経験があれば、領域ないしプログラム名、プロジェクト名、研究代表者名を記載し、自身がどのような役割を担っていたのかを簡潔に記載してください。</p>

【様式7】 研究開発費の見込み

- ※ 費目別の研究開発費の見込みを年度ごとに記入してください。
- ※ 面接選考時には、機関ごとのもの等、さらに詳細な計画を示していただきます。
- ※ 採択後に研究開発費の見直しをお願いすることがあります。
- ※ 研究開発費の費目と用途は以下の通りです(20～21 ページも参照してください)。
- 設備備品費: 設備・備品を購入するための経費
 消耗品費: 材料・消耗品を購入するための経費
 旅費: 研究代表者や研究実施者の旅費
 人件費・謝金: 研究員・アルバイト等の人件費、諸謝金
 (研究員等の数): 新たに雇用する予定の研究員、アルバイトの人数
- ※ その他: 上記以外の経費(研究成果発表費用、会議費、設備改造費・運搬費等)

〈記載例〉

○費目別の研究開発費の見込み(プロジェクト全体)

(単位: 千円)

	1年度 (H26.11～ H27.3)	2年度 (H27.4～ H28.3)	3年度 (H28.4～ H29.3)	最終年度 (H29.4～ H29.10)	合計
設備備品費	450	1,100	0	0	1,550
主な用途	解析ソフト、 PC (解析用)				
消耗品費	500	2,000	2,500	700	5,700
主な用途	ワークショップ 用品				
旅費	250	2,250	2,700	1,500	6,700
主な用途	〇〇地区現地 調査				
人件費・謝金 (研究員等の数)	3,000 (1)	10,500 (2)	10,500 (2)	7,000 (2)	31,000
主な用途	〇〇に関する 専門家の招聘				
その他	800	1,500	1,600	800	4,700
主な用途	シンポジウム 開催				
合計	5,000	17,350	17,300	10,000	49,650

※ 「主な用途」は一部のみ例示しています。提案時にはすべての年度、費目欄を埋めてください。

○特記事項

※ 費目間の比率は最適なものをお考えください。但し、特定の費目が研究開発費総額の 50%を越える場合は、その理由をお書きください。

【様式8】 他制度での助成等の有無

※ 研究代表者及びグループリーダーが現在受けている、あるいは申請中・申請予定の国の競争的資金制度やその他の研究助成等制度での助成等について、制度名ごとに研究課題名(プロジェクト名)、研究期間、研究費の額、役割等を記入してください。

※ 記入内容が事実と異なる場合には、採択されても後日取り消しとなる場合があります。

※ 面接選考まで残った場合は、最新の他制度の助成状況を提出していただきます。

〈記載例〉

研究代表者(提案者)氏名: ○○ ○○

制度名 ¹⁾	課題名(プロジェクト名)	期間	①研究費 ²⁾ (期間全体) ②研究費 (H26年度) ③研究費 (H27年度) ④研究費 (H28年度)	役割 ³⁾ (代表/分担)	エフォート (%) ⁴⁾
科学研究費補助金 基盤研究(B)	○○○○○○○○○○○○ ○○	H25 ～ H29	① 10,000千円 ② 2,000千円 ③ 2,000千円 ④ 2,000千円	代表	10
(申請中)○○財団 助成金事業	○○○○○○○○○○○○ ○○	H26	① 1,000千円 ② 1,000千円 ③ 0千円 ④ 0千円	分担	5
⁵⁾					

1) 現在受けている、又は採択が決定している助成等について、研究費(期間全体)が多い順に記載してください。

その後に、申請中・申請予定の助成等を記載してください。「(申請中)」などと明記してください。

2) 「研究費」は、ご本人が受給している金額を記載してください。

3) 「役割」は、代表又は分担等を記載してください。

4) 「エフォート」は、年間の全仕事時間を100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率(%)を記載してください。

5) 必要に応じて行を増減してください。

〈記載例〉

グループリーダー氏名: △△ △△

制度名 ¹⁾	課題名(プロジェクト名)	期間	①研究費 ²⁾ (期間全体) ②研究費 (H26年度) ③研究費 (H27年度) ④研究費 (H28年度)	役割 ³⁾ (代表/分担)	エフォート (%) ⁴⁾
△△財団公募事業	○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○	H26 — H29	① 4,000 千円 ② 1,000 千円 ③ 1,000 千円 ④ 1,000 千円	分担	5
			① ② ③ ④		
5)					

グループリーダー氏名: □□ □□

制度名 ¹⁾	課題名(プロジェクト名)	期間	①研究費 ²⁾ (期間全体) ②研究費 (H26年度) ③研究費 (H27年度) ④研究費 (H28年度)	役割 ³⁾ (代表/分担)	エフォート (%) ⁴⁾
科学研究費補助金 挑戦的萌芽研究	○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○	H25 — H27	① 3,000 千円 ② 1,200 千円 ③ 1,000 千円 ④ 0 千円	代表	10
			① ② ③ ④		
5)					

- 1) 現在受けている、又は採択が決定している助成等について、研究費(期間全体)が多い順に記載してください。
その後、申請中・申請予定の助成等に記載してください(「制度名」の欄に「(申請中)」などと明記してください)。
- 2) 「研究費」は、ご本人が受給している金額を記載してください。
- 3) 「役割」は、代表又は分担等を記載してください。
- 4) 「エフォート」は、年間の全仕事時間を100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率(%)を記載してください。
- 5) 必要に応じて行を増減してください。

【様式9】 特記事項

- ※ 海外の機関に所属する方が、海外の機関を拠点に実施者としてチームに参加される場合、その理由をこちらに記載してください。
- ※ 現在、国内の特定の法人に所属しておらず、研究代表者として採択された場合に国内の法人に所属する予定がある場合に、そのような事情をこちらに記載してください。(A4用紙1枚以内)

【お問い合わせ先】

お問い合わせは、原則として電子メールでお願いします。

また、研究提案募集ホームページ

<http://www.ristex.jp/examin/suggestion.html>

に最新の情報を掲載しますので、あわせてご参照ください。

独立行政法人科学技術振興機構（JST）

社会技術研究開発センター（RISTEX） 企画運営室 募集担当

〒102-8666

東京都千代田区四番町5-3 サイエンスプラザ

E-mail : boshu@ristex.jp

Tel : 03-5214-0133 Fax : 03-5214-0140

（電話受付：10:00～12:00・13:00～17:00／土日祝除く）